

緑豊かな自然と共生する
安全で健康な文化都市・北本

北本市環境基本計画

年次報告書

平成28年度版（平成27年度の状況）

北 本 市

第1章 総説

第1節 北本市の概要

1 位置・交通	1
2 沿革	1
3 人口・世帯	2
4 産業	3
5 土地利用	3
6 組織体制	5

第2節 環境基本計画の概要

1 計画の期間	6
2 計画の目標	6
3 施策の体系	8
4 計画の進行管理	9

第2章 環境の現状と取り組みの状況

総 評

市が講じる施策の方針について	10
市が講じる施策の方針一覧	10
環境基本計画の進捗状況	12
凡例（第2章第1節から第3節までの見方）及び◆進捗状況の評価基準について	17

第1節 自然と人間の共生する環境

1 自然環境の保全と創造	18
2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	21
3 豊かな農地の保全と創造	22
4 公園の整備	25
5 市街地や住宅敷地の緑化の推進	27
6 道路の緑化の推進	28
7 野生生物の保護	29
8 歴史的・文化的環境の保全と創造	30
9 豊かな都市景観の創造	33

第2節 環境への負荷の少ない地域社会の実現

10	空気の清浄さの維持	35
11	水の清浄さの維持	37
12	土壌汚染の防止	39
13	騒音・振動の防止	41
14	悪臭の防止	42
15	化学物質による汚染の防止	42
16	省資源・省エネルギーの推進	43
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	44
18	循環型ごみ処理方法の推進	46

第3節 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

19	地球環境問題への取り組み	49
20	環境教育・環境学習の振興	50
21	情報の提供	52
22	市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）	53
23	国・県や他の地方公共団体との連携	54
24	環境影響評価の推進	55
25	環境監査の普及	55

資 料

・	第一次北本市環境基本計画の最終年度における総括報告	58
・	北本市環境基本計画「年次報告書」（平成28年度版）について（諮問）	60
・	北本市環境基本計画「年次報告書」（平成28年度版）について（答申）	61
・	北本市環境方針	63
・	北本市環境マネジメントシステムの概要と取組内容	64
・	グリーン購入実績	65
・	北本市環境マネジメントシステムの実績	66
・	第3次北本市地球温暖化対策実行計画の取組状況	67
・	平成27年度河川・用排水路等水質分析結果	68
・	用語解説	69

第1章 総説

第1節 北本市の概要

1 位置・交通

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を境に吉見町、川島町に接しており、東西 5.8km、南北 5.3km、面積 19.82 km²を有し、都心から約 45km 圏に位置しています。

市の中心部を JR 高崎線が走り、上野駅まで 45 分で結ばれています。平成 13 年 12 月には湘南新宿ラインが開通し、新宿駅まで 50 分で結ばれたほか、平成 27 年 3 月には上野東京ラインが開通し、交通利便性が高まりました。

道路については、国道 17 号線が南北に JR 高崎線と並行しています。また、首都圏中央連絡自動車道、桶川・北本 IC～川島 IC 間の開通により都心を迂回し、八王子 JC から中央自動車道への乗り入れが容易になり、山梨、長野方面への交通利便性が向上されました。今後のさらなる発展が期待されます。

2 沿革

今日の北本の原型となるようなまち並みが形成されたのは、江戸時代の初期に現在の市の中心である北本駅東口周辺が中山道の宿場となったことが始まりです。

市域は、明治初期には 14 の村からなっていましたが、明治 22 年の町村制施行により石戸村と中丸村となりました。昭和 18 年に両村が合併して北本宿村となり、農村として静かな環境のもとに、昭和 34 年に町制施行により北本町となりました。

町制施行当時は、人口 15,300 人、世帯数 2,849 世帯でしたが、その後、日本経済の高度成長のなかで、首都近郊都市として人口流入が進み、昭和 46 年に現在の独立行政法人都市再生機構北本団地の開発もあいまって、人口は 33,561 人、世帯数 8,667 世帯となり、埼玉県で 33 番目の市として現在の北本市が誕生しました。

その後も住宅都市としての発展を続け、平成 27 年現在、人口約 7 万人弱の都市となっています。



図 1-1 北本市の位置

3 人口・世帯

北本市は首都圏の住宅都市として人口の増加が続いてきましたが、近年では人口は減少傾向にあります。平成27年10月1日現在の人口は、68,222人（男33,945人、女34,277人）で、平成20年からの7年間で2,445人、率としては約3.5%減となっています。

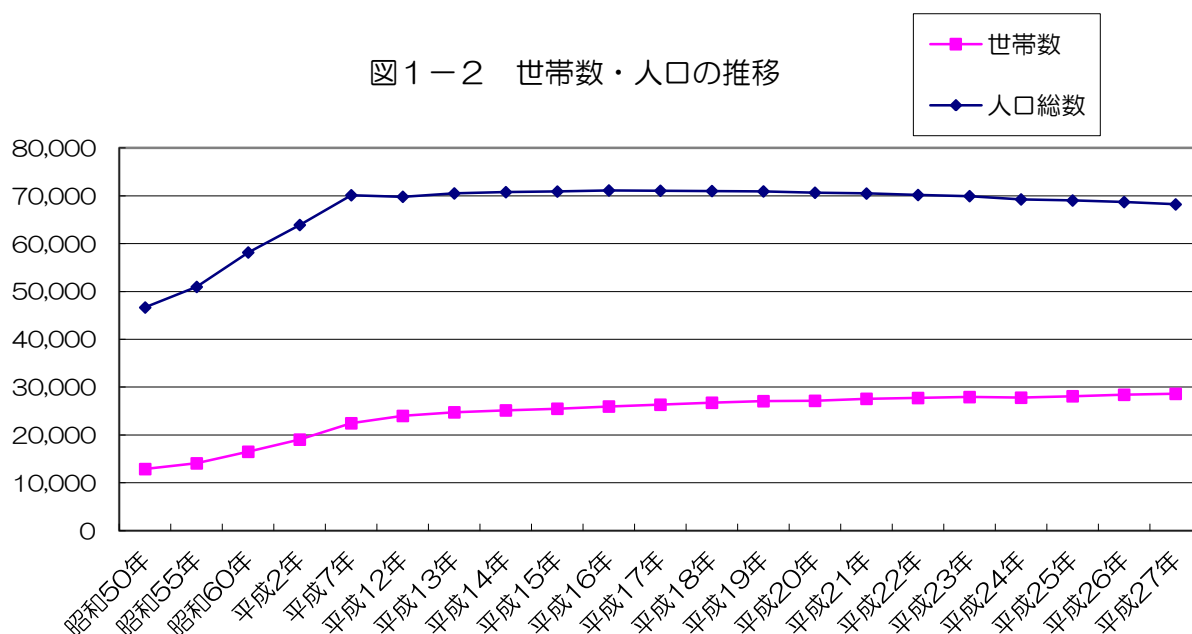
世帯数は、28,610世帯で、この7年間で1,457世帯、約5.4%の増加が見られ、核家族化が引き続き進行しています。

表1-1 世帯数・人口の推移

区分	世帯数	人口総数	男	女
昭和50年	12,880	46,665	23,619	23,046
昭和55年	14,077	50,970	25,660	25,310
昭和60年	16,498	58,172	29,185	28,987
平成2年	19,043	63,916	32,100	31,816
平成7年	22,461	70,139	35,204	34,935
平成12年	23,996	69,816	35,054	34,762
平成20年	27,153	70,667	35,354	35,313
平成21年	27,569	70,493	35,198	35,295
平成22年	27,740	70,193	35,048	35,145
平成23年	27,940	69,951	34,892	35,059
平成24年	27,803	69,264	34,527	34,737
平成25年	28,109	69,038	34,366	34,672
平成26年	28,416	68,712	34,195	34,517
平成27年	28,610	68,222	33,945	34,277

（各年10月1日現在 資料：北本市の総人口 単位：人）

図1-2 世帯数・人口の推移



4 産業

平成24年度に実施された経済センサス・活動調査（5年周期で実施）によると、就業者（従業者）数は18,203人で、産業大分類別従業者数（民間）は、「卸売・小売業」が4,774人で全体の26.2%を占めて最も多く、以下「製造業」「医療、福祉」「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業・娯楽業」の順で続いており、これら5産業で全体の75.6%を占めています。

平成18年の事業所・企業統計調査と比べると、就業者数は全体で1,678人の減少となっており、「教育・学習支援事業」や郵便局などの「複合サービス業」が減少傾向にあります。一方で、「不動産関連業」や「医療・福祉」などに増加傾向が見られました。

5 土地利用

地目別土地面積の状況は、平成27年1月1日現在、宅地が42%、次いで畑が25.5%、雑種地が8.1%となっています。10年前（平成16年）の状況と比較してみると、田・畑が55.4ha、山林が13.6ha減少したのに対して、宅地が56.3ha増加し、都市開発による宅地化が進み、田・畑・山林等、緑のオープンスペースが、年々減少している状況となっています。また、都市計画区域の面積割合は、市域の36.3%が市街化区域、市街化調整区域は63.7%となっています。

表1-2 地目別土地面積の推移

単位：ha（各年1月1日現在）

年	総面積	田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雑種地	その他
平成11	1,984.0	66.1	577.1	756.1	95.6	—	1.5	150.0	337.6
12	1,984.0	64.8	572.4	758.6	94.9	—	1.5	158.4	333.4
13	1,984.0	64.6	565.3	763.9	93.3	—	1.5	159.8	335.6
14	1,984.0	64.3	562.1	768.2	91.7	—	1.5	159.5	336.7
15	1,984.0	64.1	557.9	771.9	89.5	—	1.5	161.7	337.4
16	1,984.0	64.1	555.5	777.1	88.0	—	1.5	158.9	338.9
17	1,984.0	64.0	552.5	781.8	86.4	—	1.5	158.4	339.4
18	1,984.0	63.9	549.2	784.8	85.4	—	1.5	159.3	339.9
19	1,984.0	63.9	544.1	789.2	83.3	—	1.5	161.5	340.5
20	1,984.0	63.5	539.1	793.3	82.1	—	1.5	163.5	341.0
21	1,984.0	63.3	533.8	793.7	80.6	—	1.5	168.6	342.5
22	1,984.0	63.3	531.5	797.3	79.8	—	1.5	164.6	346.0
23	1,984.0	60.9	521.0	811.0	78.0	—	1.5	164.9	346.7
24	1,984.0	59.9	517.2	814.4	77.2	—	1.4	166.1	347.8
25	1,984.0	59.7	509.9	822.8	75.1	—	1.4	166.1	349.0
26	1,984.0	59.7	507.6	830.8	75.1	—	1.4	159.9	349.5
27	1,982.0	59.6	504.6	833.4	74.4	—	1.4	160.1	348.5

※雑種地：駐車場や資材置き場等、その他：道路等の公共用地、原野：耕作の方法によらないで雑草・かん木類が生育する土地

資料：税務課

表1-3 都市計画区域面積及び都市計画用途地域別面積

平成28年4月1日現在

区 分	面 積 (ha)	構成比 (%)
◇都市計画区域	1984.0	100.0
市街化区域	720.6	36.3
市街化調整区域	1,263.4	63.7
◇都市計画用途地域	720.6	100.0
第一種低層住居専用地域	336.5	46.7
第一種中高層住居専用地域	71.9	10.0
第二種中高層住居専用地域	8.5	1.2
第一種住居地域	166.8	23.1
第二種住居地域	48.4	6.7
準住居地域	19.0	2.6
近隣商業地域	9.5	1.3
商業地域	9.0	1.2
準工業地域	22.0	3.1
工業専用地域	29.0	4.1

資料：都市計画課

市街化区域と市街化調整区域について

都市計画法に基づき、無秩序な市街化防止と計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して定められる区域のこと。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいい、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域をいう。

都市計画用途地域について

都市計画法第9条に定められる。**第一種低層住居専用地域**は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。**第一種中高層住居専用地域**は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。**第二種中高層住居専用地域**は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域。**第一種住居地域**は、住居の環境を保護するため定める地域。**第二種住居地域**は、主として住居の環境を保護するため定める地域。**準住居地域**は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域。**近隣商業地域**は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。**商業地域**は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。**準工業地域**は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域。**工業専用地域**は、工業の利便を増進するため定める地域。

6 組織体制（平成28年4月1日現在）



第2節 環境基本計画の概要

1 計画期間

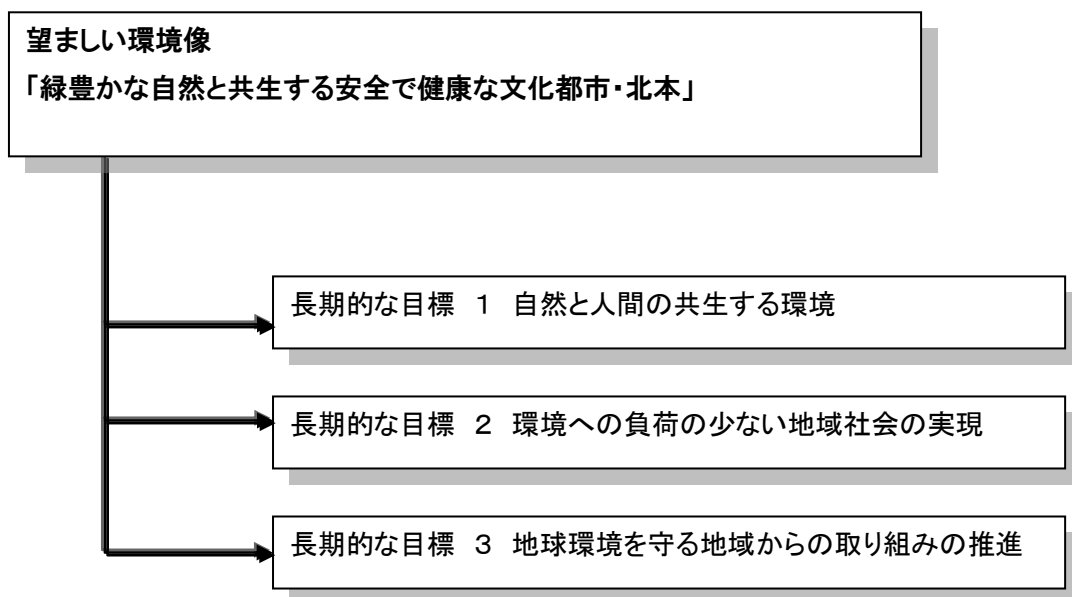
平成20年度から平成27年度までの8年間

2 計画の目標

(1) 望ましい環境像

環境面からみた北本市の将来あるべき姿を、「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」として掲げています。

北本市には、屋敷林・農地・雑木林・谷津・荒川の清流など、身近な自然や豊かな自然が残されています。私たちは、自然環境の大切さを理解して、環境の保全と創造を進め、将来の世代へ継承していかなければなりません。また、大量生産、大量消費、大量廃棄のシステムを改めて、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会をつくり、ずっと暮らし続けたいまち・北本とするため、市・市民・事業者・民間団体が、それぞれの役割を自覚した積極的な取り組みを進めていくことが求められています。



(2) 長期的な目標

北本市の望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を実現するために、次の三つの長期的な目標を設定しました。

長期的な目標1 自然と人間の共生する環境

北本市は、かつて武蔵野の面影を残す雑木林や荒川の清流など豊かな自然に恵まれていましたが、都市化の進展などにより、農地・雑木林・谷津など多くの自然が失われつつあります。

私たちを取りまく自然環境は、生命をはぐくむ母体であり、多様な野生生物の生育・生息の場、水循環の場、人の精神にやすらぎを与える場、文化を培う場などとして、効率や金銭などでは計ることのできない貴重な財産となっています。現在に生きる私たちは、この大切な財産を健全な状態で後世に伝える責任があります。

長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

北本市のごみ排出量は年々減少する傾向にありますが、その処分のためには多くの費用が必要となっています。また、日常生活に欠くことのできない電気・ガスの使用や自動車の利用は、化石燃料を燃焼し、二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物などを排出するため、大気汚染や地球温暖化の一因となっています。

また、最近、特に健康や次世代への影響が心配されているダイオキシンや外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）、光化学オキシダントなどの化学物質に関連する問題は、経済性・利便性や快適さを追求する私たちの生活や事業活動を支える、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムへの警鐘となっています。有害な化学物質については、適切な情報の提供や危機（リスク）の回避方法の周知が必要です。

このような環境への負荷を増幅する問題に対しては、私たちの生活様式（ライフスタイル）の見直しを図り、環境への負荷の小さな地域社会を作りあげることが、根本的な問題解決策として重要です。

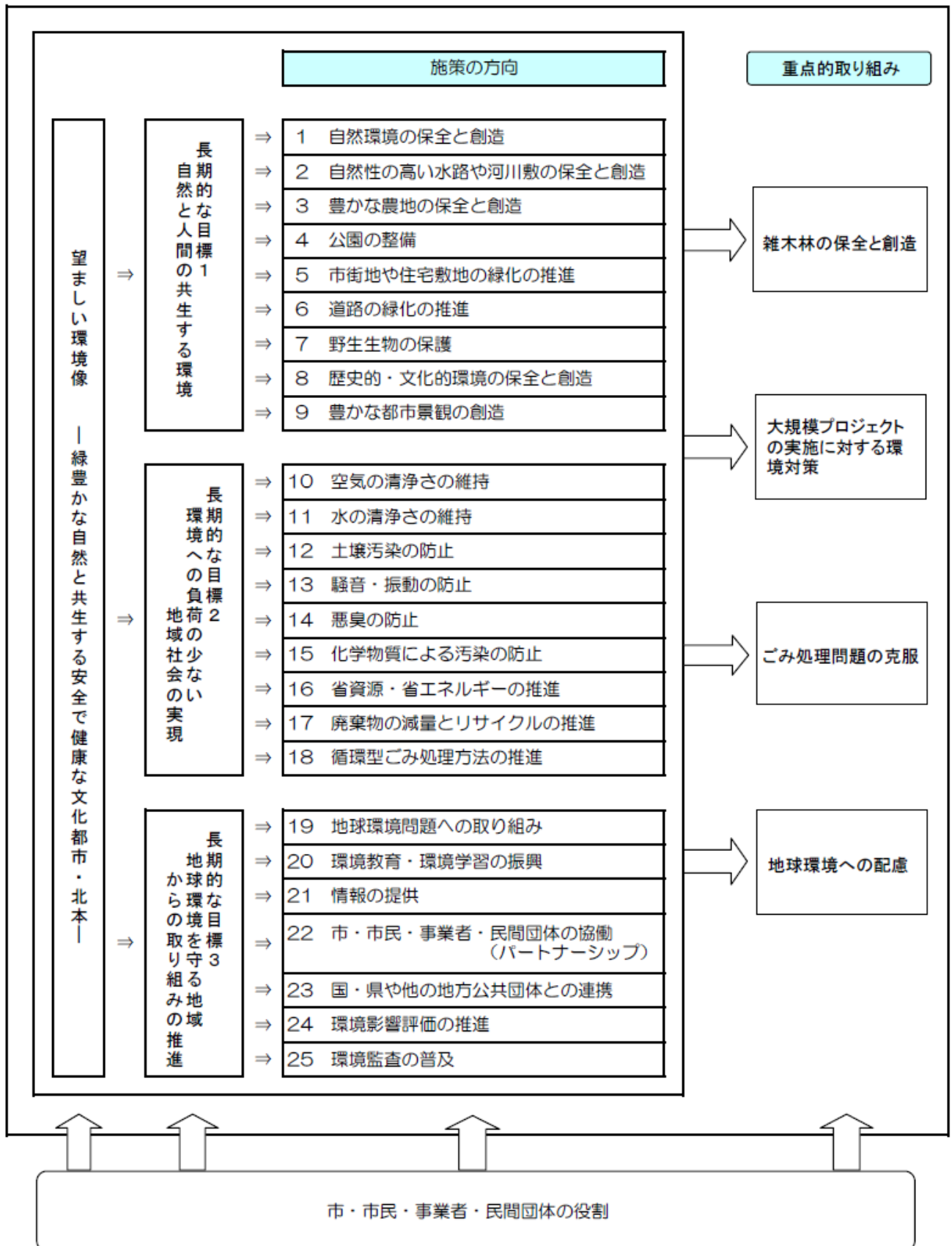
長期的な目標3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

私たちの暮らしの快適さは、天然資源を大量に採取し、エネルギー源または生産・生活物質の材料として大量に消費し、それに伴って発生する大量の廃棄物や排出ガス・排水などを自然環境に放出することで成り立っていますが、大気や河川、海洋、土壌、動植物など、基盤となる自然環境の浄化能力や再生能力（環境容量）には限りがあります。

人間活動の影響は、地球という有限な惑星にとってあまりにも巨大となり、地球温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊をはじめとする、多様で深刻な環境問題を引き起こしています。

緑豊かな自然環境を確保することによって、環境への負荷の少ない地域社会を実現し、地球環境を守るためには、北本市を構成するすべての主体（市・市民・事業者・民間団体）が環境保全の観点から日常の生活や事業活動を見直し、地域からの自主的な取り組みを推進していくことが必要です。

3 施策の体系

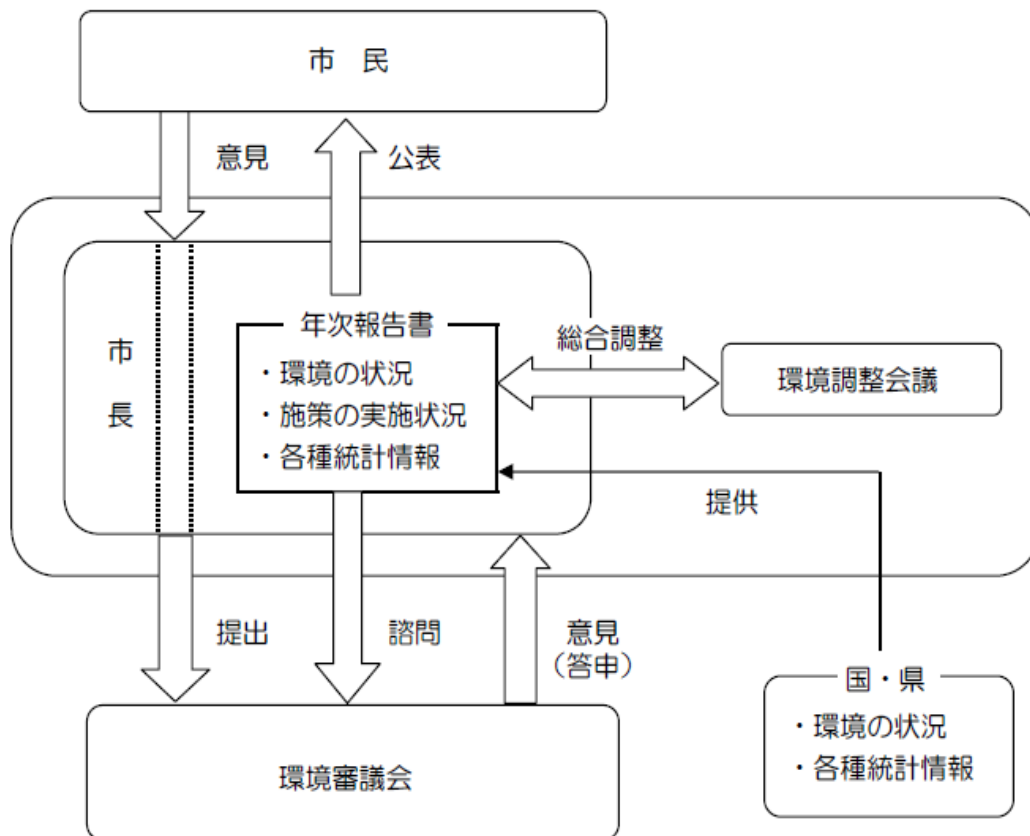


4 計画の進行管理

環境基本計画に掲げた目標を実現するため、目標の進捗度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価する進行管理が必要です。

進行管理は、年次報告書の作成・公表（下図参照）により行います。環境基本計画第3章に示された目標などについて環境情報の収集・調査・観測・監視を行い、その結果を環境施策の実施状況とともに年次報告として公表し、北本市環境審議会の意見を聴き、環境調整会議において必要な総合調整を行います。

■進行管理の仕組み



第2章 環境の現状と取り組みの状況

総評

市が講じる施策の方針について

北本市環境基本計画では、北本市の望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」を実現するために三つの長期的な目標を掲げています。この長期的な目標を実現するために25の「施策の方向」を示しています。さらに「施策の方向」それぞれについて「平成27年度までの目標・93項目」、「市が講じる施策の方針」が示されています。それぞれの施策の方針を考慮しながら市の事務事業を総合的に推進することによって、平成27年度までの目標へ到達することが求められています。

以下に市が講じる施策の一覧を示します。

市が講じる施策の方針一覧

長期的な目標	施策の方向	市が講じる施策の方針
1 自然と人間の共生する環境	1 自然環境の保全と創造	1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全 2 緑の保全・創造 3 自然保護に関する住民団体への支援
	2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	1 河川の清流化・自然回復と、親水性に配慮した水辺環境の整備 2 水と緑のネットワークの推進 3 水辺を利用した環境教育の推進
	3 豊かな農地の保全と創造	1 農地や生産緑地の保全 2 農業支援策の構築 3 環境保全型農業の推進 4 農地を利用した環境教育・環境学習の推進
	4 公園の整備	1 公園・緑地の創造
	5 市街地や住宅敷地の緑化の推進	1 緑化の推進 2 農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理の普及
	6 道路の緑化の推進	1 道路緑化の推進 2 水と緑のネットワーク
	7 野生生物の保護	1 生物多様性の保持による生態系の保全 2 ビオトープづくり
	8 歴史的・文化的環境の保全と創造	1 歴史的遺産の保存と活用
	9 豊かな都市景観の創造	1 魅力ある都市景観の形成 2 清潔なまちづくりの推進

市が講じる施策の方針一覧

長期的な目標	施策の方向	市が講じる施策の方針
2 環境への負荷の少ない地域社会の実現	10 空気の清浄さの維持	1 自動車排出ガス対策の推進 2 大気汚染発生源対策の推進
	11 水の清浄さの維持	1 生活排水などの浄化対策の推進 2 健全な水循環の構築 3 水質汚濁防止体制の推進 4 公共下水道の整備推進 5 水資源の有効利用
	12 土壌汚染の防止	1 不法投棄・埋め立てなどに伴う土壌汚染防止対策の推進 2 化学物質による土壌汚染防止活動の推進
	13 騒音・振動の防止	1 騒音・振動防止活動の推進
	14 悪臭の防止	1 悪臭防止活動の推進
	15 化学物質による汚染の防止	1 化学物質による汚染防止体制の推進 2 化学物質による汚染防止活動の推進
	16 省資源・省エネルギーの推進	1 省資源・省エネルギー、再利用化の推進 2 新エネルギーの導入
	17 廃棄物の減量とリサイクルの推進	1 ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励
3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進	18 循環型ごみ処理方法の推進	1 廃棄物の適正処理の推進 2 ゼロエミッション構築の検討
	19 地球環境問題への取り組み	1 地球温暖化防止対策の推進 2 オゾン層破壊防止対策の推進 3 酸性雨対策の推進 4 その他、地球規模の環境問題に対する対応
	20 環境教育・環境学習の振興	1 学校における環境教育・環境学習の推進 2 市民等に向けた環境教育・環境学習の推進
	21 情報の提供	1 環境情報の収集 2 環境情報の提供
	22 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）	1 環境保全活動への支援 2 市・市民・事業者・民間団体の連携
	23 国・県や他の地方公共団体との連携	1 国・県との連携 2 他の地方公共団体との連携
	24 環境への事前配慮の推進—環境影響評価に向けて—	1 国・県の環境影響評価制度の活用 2 市の環境影響評価制度の整備
	25 環境監査の普及	1 市の環境監査推進 2 事業所の環境監査支援

環境基本計画の進捗状況

市は、環境基本計画が策定された平成12年3月以降、計画に掲げた目標を達成するために、目標の進捗度や施策の進捗状況を定期的に把握・評価し、その結果を毎年、「環境基本計画年次報告書」に取りまとめ、公表してきました。この間、市を取り巻く環境に関連する課題や変化に対応した環境行政を推進するために平成20年3月に環境基本計画の改定を行いました。

進捗状況の把握に際しては、環境基本計画の長期的な目標に対する25の「施策の方向」ごとの「市が講じる施策の方針」に係る個別事業の取り組み状況を把握し、環境基本計画の計画期間である平成27年度までに到達を目指す水準に対する各年度終了時の進捗状況を判定し、「目標進捗状況」として示してきています。さらに、各施策の方向ごとの総合評価を掲載します。

目標進捗状況の評価基準について

進捗度	判定内容	進捗度
A	目標を概ね達成している	100%～81%
B	目標に向けて成果をあげている	80%～61%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	60%～26%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	25%～1%
E	未着手	0%
Ⓔ	市に該当すべき事業がない場合	0%

平成27年度までの目標進捗状況概況

進捗度	判定内容	H27年(2015)度までの目標数	
A	目標を概ね達成している	18目標	19.4%
B	目標に向けて成果をあげている	26目標	28.0%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	24目標	25.8%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	14目標	15.1%
E	未着手	8目標	8.6%
Ⓔ	市に該当すべき事業がない場合	3目標	3.2%
	計	93目標	100.1%

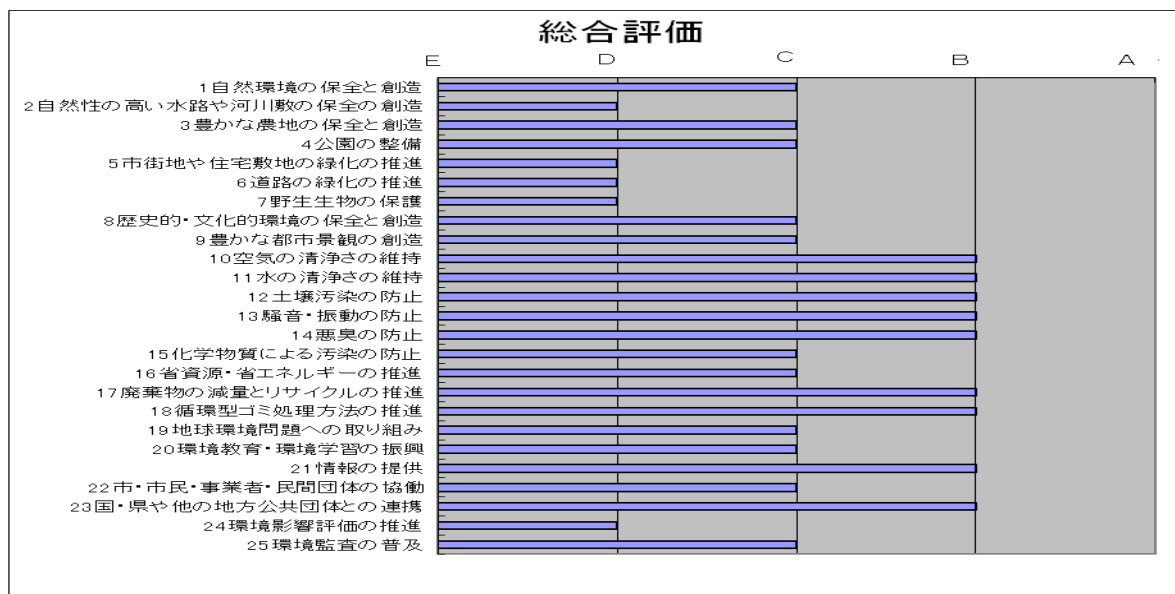
総合評価の評価方法について

各「施策の方向」中の目標進捗状況の評価A～Eをそれぞれ指数化し、施策の方向の中での平均値をA～Eにランクづけをしました。

目標進捗度	指数	総合評価	指数平均値
A	90	A	100～81
B	70	B	80～61
C	50	C	60～26
D	25	D	25～1
E	0	E	0
Ⓔ	0	—	—

総合評価での進捗状況概況（施策の方向に対する総合評価）

進捗度	判定内容	施策の方向数	
A	目標を概ね達成している	0	0%
B	目標に向けて成果をあげている	9	36%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	11	44%
D	目標に向け施策・事業を着手しはじめた	5	20%
E	未着手	0	0%
Ⓔ	市に該当すべき事業がない場合	0	0%
	計	25	100.0%



各施策の方向総合評価（P14・P15・P16より）

平成20年度に環境基本計画を改定し、目標達成に向けて取り組んできました。目標年度の平成27年度が終了した結果として、全目標（93目標）のうちA評価のものが18項目、B評価のものが26項目、C評価のものが24項目、D評価のものが14項目、未だE評価のもの（Ⓔを含む）が11項目でした。前年度と比較すると進捗度が上がった項目は、1項目にとどまりました。進捗度が低い主な取り組みとしては、25の施策の方向単位で見ると、「2自然性の高い水路や河川敷の保全と創造」「5市街地や住宅敷地の緑化の推進」「6道路の緑化の推進」「7野生生物の保護」「24環境影響評価の推進」となっており、市の単独事業として対応しにくい事業や市民・市民団体・事業者の協力が不可欠な取り組みなど、対応が長期にわたり、財政上対応が難しい取り組みなどに多く見られます。

一方で「施策の方向」に対する総合評価では、Cランク（目標に向け施策・事業が進んでいる）に達している「施策の方向」が44%、Dランク（目標に向け施策・事業を着手しはじめた）の「施策の方向」が20%と合わせて64%となっており施策・事業の進行中のものがほとんどです。

概ね環境基本計画に沿って施策事業は前進しているものの、計画策定から数年がたち、進捗度が上がっていかない状況にあり、新たな取り組みが求められていると考えます。また、それと同時に環境への取り組みは、継続して取り組んでいくことが重要であり、現在の事業の継続と発展に力を入れていく必要があります。

第二次北本市環境基本計画においては、本計画の結果を引き継ぎ、新たな取り組みとともに、引き続き環境行政の推進を図っていきます。

目標進捗状況 (1/3)

施策の方向		平成27年(2015)度までの目標		目標進捗状況 A:達成～E;未達成								総合評価
				H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
長期的な目標1 自然と人間の共生する環境												
1	自然環境の保全と創造	①	雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。	E	E	E	E	E	E	D	D	C
		②	現存する谷津の保全方針を作成します。	B	B	B	B	B	B	B	B	
		③	環境に視点をのした土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を作成します。	D	D	D	D	D	D	D	D	
		④	市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を実施します。	C	C	C	B	B	B	B	B	
		⑤	自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的に実施します。	E	E	E	E	E	E	E	E	
		⑥	高尾宮岡トラスト地における環境モニタリングを実施します。	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	
		⑦	土地の改変などに際して、表土を保全します。	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	
		⑧	開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。	C	C	C	C	C	C	C	C	
2	自然性の高い水路や河川敷の保全と創造	①	水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。	E	E	E	E	E	D	D	D	D
		②	河川改修においては多自然工法を導入します。	E	E	E	E	E	E	E	E	
		③	水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。	D	D	D	D	D	C	C	C	
3	豊かな農地の保全と創造	①	農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。	E	E	E	E	E	E	E	E	C
		②	学校給食等への市内産有機農産物の利用普及など有機農法推進策を実施します。	B	B	B	B	B	B	B	B	
		③	食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。	C	C	C	C	C	B	B	B	
		④	市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	Ⓔ	
4	公園の整備	①	市民1人当たりの都市公園等面積は15.0㎡を目指します。	C	C	C	C	B	B	B	B	C
		②	緑地は将来市街地面積の約15%、都市計画区域面積の約25%の確保を目指します。	C	C	C	C	C	C	C	C	
		③	市内都市公園でビオトープを創出します。	C	C	C	C	C	C	C	C	
5	市街地や住宅敷地の緑化の推進	①	在来種による生け垣の創出を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	C	D
		②	工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。	E	E	E	E	E	E	E	E	
		③	個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。	E	E	E	E	D	D	D	D	
6	道路の緑化の推進	①	防災面や景観に配慮した、在来種による道路の緑化を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	C	D
		②	緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。	D	D	D	D	D	D	D	D	
		③	大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。	E	E	E	E	E	E	E	E	
7	野生生物の保護	①	公共事業における野生生物保護措置を実施します。	C	C	C	C	C	C	C	C	D
		②	自然環境調査(動植物・湧水等)及び調査に基づく自然環境評価を定期的に実施します。	E	E	E	E	E	E	E	E	
		③	サンバ・オオタカ・ホンドキツネ等の繁殖環境を維持保全・再生します。	D	D	D	D	D	D	D	D	
8	歴史的・文化的環境の保全と創造	①	現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。	B	B	B	B	B	B	B	B	C
		②	将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。	E	E	D	D	D	D	D	D	
		③	郷土の歴史資料館を整備します。	E	E	E	D	D	D	C	C	
9	豊かな都市景観の創造	①	魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。	C	C	C	C	C	C	C	C	C
		②	環境教育としての市内清掃活動を実施します。	B	B	B	B	B	B	B	B	

目標進捗状況 (2/3)

施策の方向	平成27年(2015)度までの目標	目標進捗状況 A:達成～E:未達成							総合評価
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現									
10 空気の清浄さの維持	① 二酸化窒素に係る環境基準をおおむね100%達成します。	C	C	C	C	B	B	A	A
	② 公共交通機関を充実します。	C	C	C	C	C	B	B	B
	③ 自転車駐車場の確保を推進します。	A	A	A	A	A	A	A	A
	④ 市内走行バスを、ディーゼル車から次世代ハイブリッド車、天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。	D	D	D	C	A	A	A	A
	⑤ 新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。	D	D	D	D	D	B	B	B
	⑥ 幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。	E	E	E	E	D	D	D	D
	⑦ 大気汚染監視体制を整備します。	D	D	D	D	D	C	C	C
	⑧ 公用車を低公害車にします。	C	C	B	B	B	B	B	B
	⑨ 野焼きパトロール体制を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	C
	⑩ 調査測定を推進します。	D	D	D	D	D	B	B	B
11 水の清浄さの維持	① 市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質測定を継続的に実施します。	A	A	A	A	A	A	A	A
	② 地下水の安全性に関わる定期的観測を継続的に実施します。	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	C
	④ 河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。	E	D	D	D	C	C	B	B
	⑤ 市の河川・水路に魚が生息できるよう水質を改善します。	D	D	D	D	D	C	C	C
	⑥ 公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。	B	B	B	B	B	B	B	B
	⑦ 公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。	B	B	B	B	B	B	B	B
	⑧ 地盤条件などを考慮した雨水浸透施設(雨水マス・トレンチなど)を整備します。	C	C	C	C	C	C	C	C
	⑨ 調査頻度を増やすなど、調査測定を推進します。	A	A	A	A	A	A	A	A
12 土壌汚染の防止	① 「北本市土砂等のたい積規制に関する条例」に基づき、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止を推進します。	A	A	A	A	A	A	A	A
	② 土壌汚染調査を実施します。	C	C	C	C	A	A	A	A
	③ 過去の大規模埋め立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。	E	E	E	E	E	E	E	E
	④ 土壌汚染調査時の環境基準達成件数を100%にします。	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑤ 市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。	E	E	E	E	C	C	C	C
13 騒音・振動の防止	① 騒音に係る環境基準を100%達成します。	D	D	D	D	D	C	C	B
	② 騒音・振動測定体制を充実します。	C	C	C	C	B	B	B	B
14 悪臭の防止	① 事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。	C	C	C	C	B	B	B	B
15 化学物質による汚染の防止	① ダイオキシンの環境基準を100%達成します。	B	B	B	B	A	A	A	A
	② 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。	E	E	E	E	D	D	D	D
16 省資源・省エネルギーの推進	① 公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。	B	B	B	B	B	B	B	B
	② 上水使用量を平成2年(1990)度レベルへ削減します。	E	E	E	E	E	E	E	E
	③ 市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。	A	A	A	A	A	A	A	A

目標進捗状況 (3/3)

施策の方向		平成27年(2015)度までの目標		目標進捗状況 A:達成～E:未達成								総合 評価	
				H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27		
長期的な目標2 環境への負荷の少ない地域社会の実現													
17	廃棄物の減量とリサイクルの推進	①	生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。	B	B	B	B	B	B	B	B	B	
		②	平成27年(2015)度までに、燃やせるごみの発生量を平成10年(1998)度実績の85%にします。	D	D	C	B	A	A	A	A		
		③	平成27年(2015)度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し25%にします。	B	B	B	C	C	C	C	C		C
18	循環型ごみ処理方式の推進	①	資源化物回収ルートの確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。	B	B	B	B	B	B	B	B	B	
		②	学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト(たい肥化)などによる資源化を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	C		C
		③	平成27年(2015)度までに燃焼灰以外の埋め立て量=0を目指します。	A	A	A	A	A	A	A	A		A
		④	平成20年(2008)度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。	A	A	A	A	A	A	A	A		A
長期的な目標3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進													
19	地球環境問題への取り組み	①	地球規模の環境問題に関する情報を提供します。	C	C	C	C	C	C	C	C	C	
		②	市庁舎における温室効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。	B	B	B	B	B	B	B	B		
		③	オゾン層破壊物質の回収を推進します。	A	A	A	A	A	A	A	A		
		④	酸性雨対策を推進します。	C	C	C	C	C	C	C	C		
		⑤	熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。	C	C	C	C	C	C	C	C		C
		⑥	家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第1歩として、1世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成2年(1990)度レベルより6%削減を目指します。他の部門での削減や国・県との連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。	D	D	D	C	C	C	C	C		C
20	環境教育・環境学習の振興	①	環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。	D	D	D	D	D	C	C	C	C	
		②	市民の人材登録による人材活用と、環境づくり活動のリーダー育成を支援します。	C	C	C	C	C	C	C	C		
		③	埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。	B	B	B	B	B	B	B	B		
21	情報の提供	①	環境年次報告書を作成・公表を進めます。	A	A	A	A	A	A	A	A	B	
		②	インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。	B	B	B	B	B	B	B	B		
		③	広報等を活用した環境情報の提供を実施します。	B	B	B	B	B	A	A	A		
		④	保全していきたい環境資産マップを作成します。	E	D	D	D	D	D	D	D		
22	市・市民・事業者・民間団体の協働(パートナーシップ)	①	市民による環境保全活動の支援制度を整備します。	B	B	B	B	B	B	B	B	C	
		②	環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。	C	C	C	C	C	C	C	C		
		③	市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。	C	C	C	C	C	C	C	C		
23	国・県や他の地方公共団体との連携	①	市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。	B	B	B	B	B	A	A	A	B	
		②	河川や大気など、広域的取り組みが重要な環境問題に関して、近隣自治体と定期的な協議を行います。	B	B	B	B	B	B	B	B		
24	環境への事前配慮の推進—環境影響評価に向けて—	①	土地利用・開発事業等環境配慮のしくみづくりを進め、土地利用・開発事業等の計画段階から環境への影響を極力少なくしていくことを目指します。	D	D	D	D	D	D	D	D	D	
		②	開発行為に際して、計画段階からの環境配慮と計画的な環境保全の取り組みの推進に向けた調整を推進します。	D	D	D	D	D	D	D	D		
25	環境監査の普及	①	市庁舎及び文化センターにおいて、ISO14001認証に基づく取り組みを実施し、市民へPRします。	A	A	A	A	A	A	A	A	C	
		②	市内事業所における環境マネジメントシステム等の認証取得を支援します。	D	D	D	D	D	D	D	D		

凡 例（第2章第1節から第3節までの見方）

第1節 自然と人間の共生する環境

1 自然環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 雑木林保全実施計画を行い、残存する雑木林面積を保存する方向で維持保全計画を作成します。
- ② 残存する谷津の保全方針を作成します。
- ③ 環境に視点をあつた土壌利用・開発事業等に関する基本計画を作成します。
- ④ 市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊林整備の管理活動を推進します。
- ⑤ 自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的に実施します。
- ⑥ 高層空洞トラスト地における環境モニタリングを実施します。
- ⑦ 土壌の浸食などに応じて、表土を保全します。
- ⑧ 開発行為に応じて、土壌利用・開発事業等に関する基本計画に基づき計画開発からの環境への事前配慮を促進します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
進捗状況	C	H24	E	B	D	B	E	Ⓔ	Ⓔ	C
		H25	E	B	D	B	E	Ⓔ	Ⓔ	C

目標を達成するために市が実施する事業方針です。環境基本計画に「市が認める施策の方針」として記載されているものです。

各課個別事業の取組状況

環境基本計画の計画期間である平成27年（2015）度までに到達を目指す水準に対する各年度終了時の進捗状況を示します。細かなりある場合は、前年度より進捗率が上がった目標です

「市が認める施策の方針」に合わせた個別事業です。環境基本計画に「個別事業」として記載されているものです。

1 雑木林や遊歩林、湧水や谷津の保護・保全

- 市民参加による管理支援
 - ・北本中央緑地においてNPO法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林管理が行われた。中学生雑木林保全ボランティア教室（指定管理事業）
 - 進木切株除去、若樹等
 - 参加者8名（6月23日（日））、40名（7月21日（日））、34名（11月17日（日））、35名（12月15日（日））
 - 雑木林に親しむ会（指定管理事業）
 - 落ち葉集め（雑木林）・ネイチャーゲーム等 参加者90名（1月19日（日））

【指定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ会：都市計画課】

「個別事業」に対して各部署が実施した具体的な事業内容です。

進捗状況の評価基準について【平成27年(2015)度までの目標進捗状況の評価基準】

平成27年（2015）度までの目標に対する進捗度を、下表の基準によりA～Ⓔにランクづけしました。判定にあたっては、平成25年度の個別事業の取り組み状況を精査し、客観的な判定を行いました。

進捗度	判定内容	進捗率
A	目標を概ね達成している	100%～81%
B	目標に向け成果をあげている	80%～61%
C	目標に向け施策・事業が進んでいる	60%～26%
D	目標に向け施策・事業に着手しはじめた	25%～ 1%
E	未着手	0%
Ⓔ	市に該当すべき事業がない場合	0%

第1節 自然と人間の共生する環境

1 自然環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

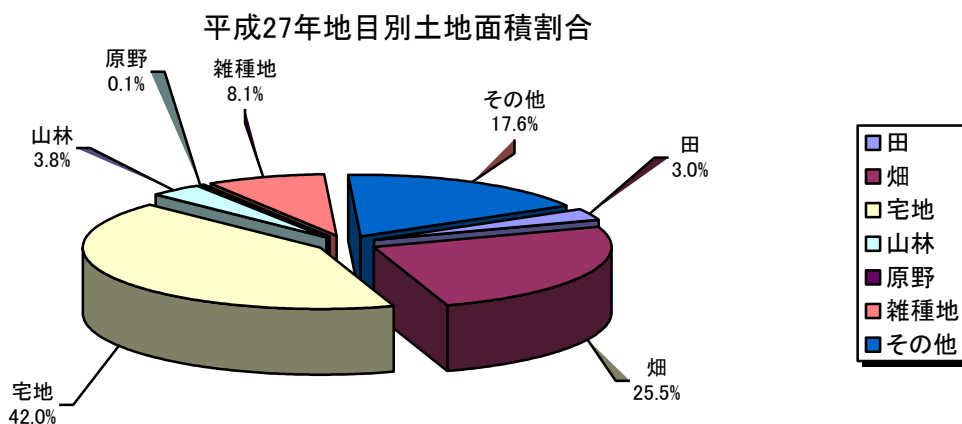
- ① 雑木林保全実態調査を行い、現存する雑木林面積を保存する方向で維持保全指針を作成します。
- ② 現存する谷津の保全方針を作成します。
- ③ 環境に視点をおいた土地利用・開発事業等環境配慮基本指針を作成します。
- ④ 市・市民・事業者・民間団体の取り組みによる雑木林や遊休農地の管理活動を推進します。
- ⑤ 自然環境調査及び調査に基づく自然環境評価を定期的を実施します。
- ⑥ 高尾宮岡トラスト地における環境モニタリングを実施します。
- ⑦ 土地の改変などに際して、表土を保全します。
- ⑧ 開発行為に際して、土地利用・開発事業等環境配慮基本指針に基づいた計画段階からの環境への事前配慮を促進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	C	H26	D	B	D	B	E	Ⓔ	Ⓔ	C
		H27	D	B	D	B	E	Ⓔ	Ⓔ	C

現況と課題

本市には雑木林や屋敷林が市域全体に散在しています。また、西部地域には谷津や湧水などの貴重な自然環境が残されています。しかし、雑木林や屋敷林などの多くは私有地であり、相続を契機とした売却や宅地開発等により年々減少しています。

今後、市街化区域などにおいて都市整備とのバランスを考慮しながら、「緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本」の実現に向け、可能な限り雑木林等を保全していくことが求められます。



各課個別事業の取組状況

1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全

● 市民参加による雑木林の管理支援

・北本中央緑地において NPO 法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林管理が行われた。

中学生雑木林保全ボランティア教室（指定管理事業）

希少種草花保護作業、清掃等

参加者 22名（7月19日（日））、22名（11月15日（日））、38名（12月20日（日））

雑木林に親しむ集い（指定管理事業）

雨天中止

[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い：都市計画課]

● 保護地区などの指定

・北本市緑化推進要綱に基づき指定した保護地区・保護樹木に係る維持管理費等を「北本市緑化推進奨励金交付要綱」に基づき、土地所有者等に奨励金等を交付し、維持管理を支援することで自然環境の保護・保全を図った。

・都市緑地法に基づく「市民緑地」を平成 22 年度に 2 地区、平成 23 年度 1 地区指定、平成 26 年度 1 地区指定。

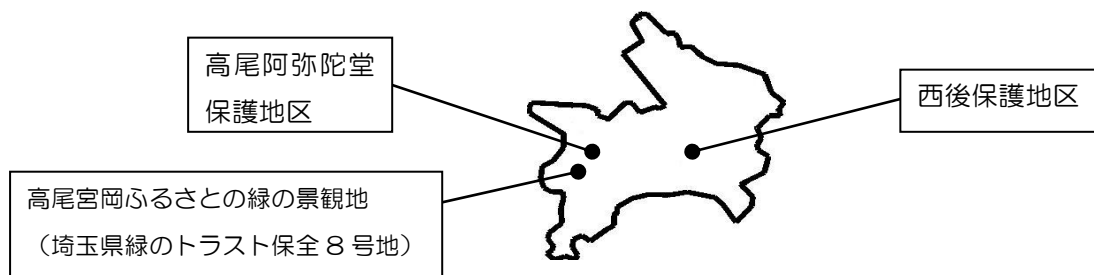
分類	地区数・本数等（27年度末現在）	
保護地区	2箇所	西後保護地区（0.68ha）
		高尾阿弥陀堂保護地区（0.35ha）
保護樹木	36本	
市民緑地	4地区（1号0.21ha、2号0.19ha、3号0.67ha、4号0.96ha）	

決算額 598（千円）[保護地区・保護樹木等の指定：都市計画課]

・埼玉県が指定する「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、市内 1 箇所が指定されており、恵まれた自然環境と景観の保全に努めた。

指定箇所	面積（ha）
高尾宮岡ふるさとの緑の景観地 （埼玉県緑のトラスト保全 8 号地）	5.48ha (5.39ha)

[ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の活用：都市計画課→環境課]



・「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」は、平成 17 年度において埼玉県により行われた県民投票にて、さいたま緑のトラスト保全 8 号地として豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくこととされた。平成 19 年度に、保全整備工事を実施し、平成 20 年 4 月に一般公開した。

・トラスト8号地周辺の自治会から構成される「トラスト8号地里山保存会」の協力を受け、石戸小学校児童による田植え、稲刈りの体験学習や除草等を行った。

決算額 490 (千円) [景観地保全事業：都市計画課→環境課]

・高尾宮岡ふるさとの緑の景観地内の谷津や斜面林等の保護・保全のため設置した「高尾宮岡ふるさとの緑のトラスト基金」の積立額が、平成27年度は26,972円で、設立(平成16年度)からの累計額が4,136,713円(H27末)となった(積立額の一部は一般財源に繰り入れ、トラスト地の保全のために使われている)。

[トラスト基金：都市計画課→環境課]

緑のトラスト保全8号地



(高尾宮岡ふるさとの緑の景観地)



(石戸小児童による田植え)

● 水源のかん養

・昨年度に引き続き、開発指導要綱に基づく事前協議において、基準に基づき雨水対策にかかる行政指導を行った。

[雨水浸透マス・トレンチの設置促進：下水道課]

● 雑木林の公有地化検討と保護・保全

・北本中央緑地内の樹木のせん定や先行取得地の除草。
・取得した用地に植樹しベンチや園路を整備した。

決算額 5,359 (千円) [北本中央緑地整備事業：都市計画課]

● 不法投棄の監視体制強化

・粗大ごみ等の不法投棄防止を目的に監視パトロールを実施した。

内容	回数・日付	場所
監視パトロール	60回	市内全域
一斉撤去作業(不法投棄物撤去)	平成27年11月29日(日)	荒川河川敷内

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課→環境課]

2 緑の保全・創造

● 緑化に関する制度の整備と充実

・市内の地区計画9地区の都市計画法第58条の2に基づく行為の届け出は10件あり、市民及び民間開発事業者の相談に応じ、地区計画制度の周知並びに緑化等の指導を行った。

[地区計画：都市計画課]

● 大規模プロジェクト(特に広域幹線道路)の中での緑の保全・創造の検討

・圏央道桶川北本ICから白岡菖蒲ICの間に工事が完了し、10月31日に開通した。開通前に地元の皆様にウォーキングを楽しんでもらうため、圏央道ウォーキングフェスタ in 北本を開催した。

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課→都市計画課]

・市では、県及び圏央道沿線の市町と共同で、引き続き「圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止」に取り組んでおり、庁内関連部署で広報活動やパトロールを行っている。また、毎年11月に一斉パトロールを実施しており、緑豊で美しい環境を次世代に引き継いでいくことの重要性への理解を求めている。 [インターチェンジ周辺地域の開発整備事業：南部地域整備課→都市計画課]

3 自然保護に関与する住民団体への支援

● 自然環境の保全・活用活動への支援

・「1-1 雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲 (P19)

[環境保全活動への支援：都市計画課]

・自然林の斜面に自生するカタクリ及びニリンソウの自生地の巡視や美化清掃等の維持管理を、高尾カタクリ保存会に委託し、下草刈り、見守りや清掃作業などの活動支援を行った。

決算額 90 (千円) [カタクリ等自生地保全活動への支援：都市計画課→環境課]



カタクリ

・城ヶ谷堤の桜の下草刈りや清掃等の保全活動を行っている城ヶ谷堤桜保存会に対し、支援を行うとともにテングス病に侵された枝や枯れ葉等の除去を行った。

決算額 200 (千円) [城ヶ谷堤の桜保存活動への支援：都市計画課]

2 自然性の高い水路や河川敷の保全と創造

平成27年(2015)度までの目標

- ① 水路や河川において、在来のメダカ・タナゴが繁殖できる水辺環境を保全・創出します。
- ② 河川改修においては多自然工法を導入します。
- ③ 水や水辺の動植物にふれる環境教育を推進します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H26	D	E	C
		H27	D	E	C

現況と課題

市の西部を流れる荒川の河川敷は、多くの野生生物が生育・生息する豊かな自然を残しています。一方、市内を流れる水路(小河川)の多くは排水路としての整備が行われ、水辺の自然が失われており、自然回復を検討する必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 河川の清流化・自然回復と、親水性に配慮した水辺環境の整備

● 多自然型川づくりの検討

・市内を流れる水路にたい積された汚泥の浚渫工事を実施し、水路機能の回復を図った。

市街化調整区域内水路 85m

決算額 2,458 (千円) [水路浚渫工事：下水道課→下水道課・道路課]

- ・し尿以外をそのまま側溝や水路へ放流している世帯のうち、29世帯に対して、合併処理浄化槽への転換補助を行い、公共水域への生活排水の水質改善を図った。浄化槽の法定検査を受けていない世帯の一部に、法定検査受検を促した。

[合併処理浄化槽への転換促進事業、浄化槽の法定検査受検促進：下水道課→環境課]

2 水と緑のネットワークの推進

● 市民が親しめる水辺空間の創出

- ・本市西側を流れる荒川の荒井橋上流の左岸において整備を進めてきた北本水辺プラザ公園は、平成24年5月に供用を開始した。この公園は、広場や遊歩道があり、周辺の高尾さくら公園や野外活動センター、トラスト保全8号地（高尾宮岡ふるさとの緑の景観地）を含めた地域交流の拠点として魅力ある施設を目指し、国土交通省と連携して整備を進めてきたものである。25年度は利用者の便益を向上させるため屋外トイレを設置した。26年度から指定管理者において維持管理を行っている。

[水辺プラザ整備：都市計画課]



荒川河川敷



水辺プラザ

3 水辺を利用した環境教育の推進

● 水や水辺の動植物に触れる環境教育の推進

- ・「水辺の学校」事業については、平成25年度から行っていないが、各学校において、ピオトープ作りや埼玉県自然学習センター・北本市自然観察公園での学習を行うなど、水や水辺の動植物に触れる学習を進めている。

[水辺を利用した環境教育：生涯学習課]

3 豊かな農地の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

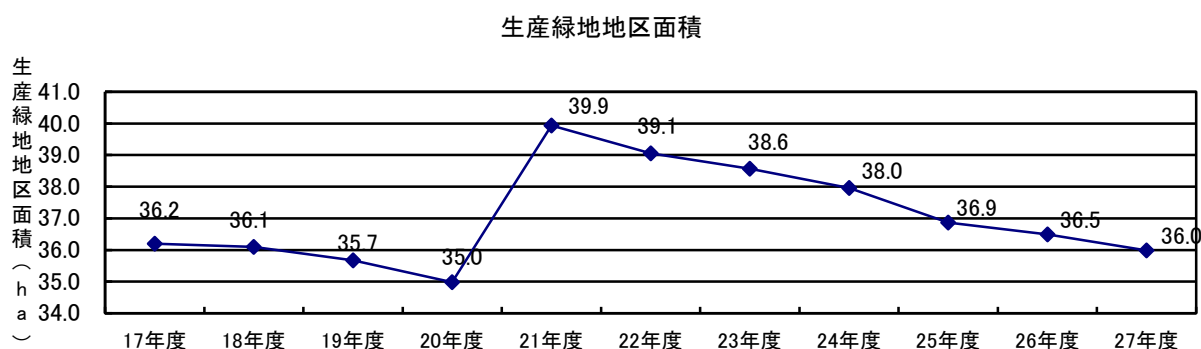
- ① 農地面積当たりの農薬・化学肥料使用量の定期的把握と、使用抑制・無使用に向けた指導などを推進します。
- ② 学校給食等への市内産有機農産物の利用普及など、有機農法推進策を実施します。
- ③ 食と農と環境を学ぶ環境教育・環境学習を推進します。
- ④ 市民農園利用に際して、農薬や化学肥料を使わないことを条件とします。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④
	C	H26	E	B	B	Ⓔ
H27		E	B	B	Ⓔ	

現況と課題

2010年農林業センサスによると、平成22年度の北本市の経営耕地面積は352ha、農家数は474戸で、平成17年度と比較して、農家戸数は8.1%の減となっており、農業従事者の意向を踏まえた農地の保全や農業従事者の維持など、自然環境との共生が課題となっています。

また、平成27年度の生産緑地地区指定農地は36.0haで、平成21年度以降、減少傾向にあります。生産緑地地区は、市街地に残る貴重な緑地として保全していくことが求められています。



各課個別事業の取組状況

1 農地や生産緑地の保全

● 生産緑地の保全

・地権者から生産緑地地区の買い取り申し出により、農家の買い取り希望について農業委員会を通じて斡旋を行った。[生産緑地制度の運用：都市計画課]

2 農業支援策の構築

● 農業後継者の育成・援助

・前年と同様に、農業後継者団体である北本市農業青年会議所が実施している、農業に関する知識や技術の習得を目的とした先進地への視察研修に対して、支援を行った。

[農業後継者団体への支援：産業観光課→産業振興課]

・北本市認定農業者協議会において、前年度と同様に先進地視察研修会を2回と講習会を開催し、農地利用集積に関連する制度等の周知を行った。また、本市で策定した人・農地プランでは、中心的な役割を担う農業者として、認定農業者が位置づけられている。

[認定農業者支援事業：産業観光課→産業振興課]

・前年度と同様に、担い手農家等への農地の利用集積を図るため、農家への働きかけを行った。その結果、平成27年度においては、新たに50件、約10haの農地について利用集積を図ることができた。

[農地実態調査事業：産業観光課→産業振興課]

● 市民農園・観光農園の整備

・家庭から出る生ごみを利用して堆肥化し、リサイクル市民農園で活用するために、北本市ごみ減量等推進市民会議が管理運営する生ごみリサイクル市民農園について、既存の農園管理等の支援を行った。

活動費補助金 決算額 1,950 (千円) [ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課→環境課]

● 北本ブランド野菜の育成

・前年度に引き続き、農産物直売所である桜国屋の運営を委託し、市内産農産物の販売促進を図った。売上額は275,039千円と、前年度から6%増となった。また、遊休農地や不耕作地の解消、地域食文化の保全、農業者と住民との交流促進、雇用の創出、市内観光の増進、地産地消の推進等を目的として、北本さんた亭の運営も委託している。平成27年度の売上額は、23,818千円であり、前年度比2%の微減となっている。

[北本産農産物の直売事業：産業観光課→産業振興課]

・前年と同様に、北本トマトイメージキャラクター「とまちゃん」を利用するなどして、「北本トマト」の周知・ブランド化に取り組んだ。また、市内農産物直売所桜国屋においても、同様に「北本トマト」を取り扱い、販売促進に努めた。また、近年の「北本トマトカレー」等、トマトを使用した商品の認知度の高まりもあり、北本農産物のPRは順調に行われた。

[北本農産物PR事業：産業観光課→産業振興課]

・平成26年度の地場産野菜の年間使用量は、小学校8校で6,080kg、平成27年度は、5,124kg（16%減）となっている。中学校は4校（給食センター）では、平成26年度で3,504kg、平成27年度は2,396kg（32%減）となっている。各施設において、使用回数や品目数が増えるよう配慮したが、天候による地場産野菜の不作等により、前年度に比べ、減少してしまった。また、平成25年度と比較すると、小学校8校でも6,812kg、平成27年度は、5,124kg（25%減）となっている、中学校4校（給食センター）では、平成25年度で2,877kg、平成27年度は、2,396kg（17%減）となっている。

[北本産野菜の学校給食への導入：教育総務課]

● 生産者と消費者の交流事業

・平成27年4月4日・5日の2日間にわたり開催された北本市景観作物振興会主催による「菜の花まつり」を後援し、市民に同会の活動について理解していただくとともに、農業者と市民との交流を図った。また、同会は景観作物の栽培による遊休農地の解消や菜種を使用した特産品の生産を行っており、これらの活動に対しても支援を行った。

[「菜の花まつり」への支援事業：産業観光課→産業振興課]

3 環境保全型農業の推進

● 有機農業の促進・農薬肥料適正使用の啓発・推進

・平成27年度は、6名の農業者が生産するレタス、ブロッコリー、キャベツ、にんじん、ねぎについて、特別栽培農産物の認証を受けることができた。また、環境にやさしい農業生産への取り組みを行うエコファーマー制度の認定については、新規取得者はなく、総数としては7名である。

[埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発：産業観光課→産業振興課]

4 農地を利用した環境教育・環境学習の推進

● 体験農場を利用した環境教育・環境学習の推進

・市内小学校全学年で、農業青年会議所と連携し、各学校の近隣農家の協力を得て、ジャガイモ、大根等の作物を栽培し、農作業体験を通じた環境学習を推進した。また、栽培した作物を給食の食材として活用することで、子どもたちに環境の大切さを実感できるようにした。各小学校における取り組みとして定着し、積極的に実践されている。

決算額 360 (千円) [体験農場事業：学校教育課]

4 公園の整備

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民1人当たりの都市公園等面積は 15.0m² を目指します。
- ② 緑地は将来市街地面積の約 15%、都市計画区域面積の約 25%の確保を目指します。
- ③ 市内都市公園でピオトープを創出します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H26	B	C	C
		H27	B	C	C

現況と課題

平成27年度末の北本市の公園面積は69.16haで、平成26年度末と比較すると、街区公園の面積が0.32haの増加となっています。また、緑地の面積は299.99haで平成26年度末と比較し、0.35haの減少となり、生産緑地地区における減少が要因となっています。今後とも公園、緑地等の維持・保全を進める必要があります。

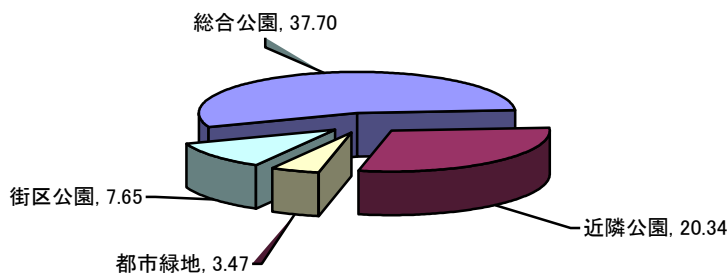
なお、北本市の公園等は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者・NPO法人等に管理委託されています。

<公園の状況>

平成28年3月31日

種別※	公園名	平成26年度開設面積 (ha)	平成27年度開設面積 (ha)
総合公園	北本総合公園	10.60	10.60
総合公園	北本自然観察公園（埼玉県）	27.10	27.10
近隣公園	子供公園	2.84	2.84
近隣公園	天神下公園	3.31	3.31
近隣公園	深井スポーツ広場	1.10	1.10
近隣公園	高尾スポーツ広場	2.15	2.15
近隣公園	中丸スポーツ広場	1.50	1.50
近隣公園	高尾さくら公園	2.60	2.60
近隣公園	野外活動センター	2.71	2.71
近隣公園	北本水辺プラザ公園	4.13	4.13
都市緑地	中丸緑地公園	0.54	0.54
都市緑地	宮内緑地公園	0.65	0.65
都市緑地	北本中央緑地	2.15	2.15
都市緑地	下原緑地公園	0.13	0.13
街区公園	宮内公園など	77箇所 7.33	80箇所 7.65
計（1人当たり）		68.84ha（10.04㎡）	69.16ha（10.18㎡）

※公園の種別については67ページ以降の用語解説を参照してください。



野外活動センター

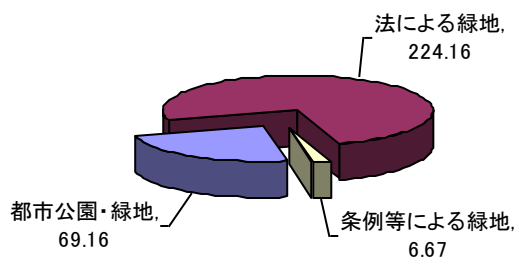


子供公園

<緑地の状況>

単位：ha

種別	市街化区域 (720.6ha)	都市計画区域 (1,984ha)
都市公園・緑地	9.82ha	69.16ha
法による緑地合計	<u>37.06ha</u>	<u>224.16ha</u>
・生産緑地地区	35.99ha	35.99ha
・石戸緑地保全地区		5.10ha
・市民緑地	1.07ha	1.07ha
・河川区域		182.00ha
条例等による緑地合計		<u>6.67ha</u>
・高尾宮岡ふるさとの緑の景観地		5.48ha
・上記景観地外のトラスト地		0.16ha
・高尾阿弥陀堂保護地区		0.35ha
・西後保護地区		0.68ha
計 (区域に対する割合)	46.88ha(6.5%)	299.99ha(15.1%)



単位：ha

資料：都市計画課 (平成28年3月31日)

各課個別事業の取組状況

1 公園・緑地の創造

● 個性と魅力ある公園・緑地の整備

・市内の園内の老朽化した遊具やベンチ等を整備点検するとともに、植栽の刈り込み等により外からの視認性を良くすることで、子供たちが安全で楽しめる公園整備を図った。

決算額 7,271 (千円) [公園整備事業：都市計画課]

5 市街地や住宅敷地の緑化の推進

平成27年(2015)度までの目標

- ① 在来種による生け垣の創出を推進します。
- ② 工場・事業所敷地内において、在来種による緑化を推進します。
- ③ 個人住宅の庭や事業所敷地内における農薬や化学肥料を使わない緑の維持管理を指導・普及します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	D	H26	C	E	D
		H27	C	E	D

現況と課題

新規の住宅敷地面積が縮小するなかで、身近な敷地内の緑も減少の傾向にあります。良好な都市環境の形成のためには、雑木林や農地の保全、公園の整備とあわせて、公共施設や民有地の緑化によって緑豊かなまちづくりを進めることが必要です。

各課個別事業の取組状況

1 緑化の推進

● 公共施設の緑化推進

・緑化推進のために設置している「緑と花のまちづくり基金」に市民・団体等から寄せられた寄付金・募金等について、利子を含め積立し、基金の充実を図った。

平成27年度積立金額 232,043 円、平成27年度末基金残高 113,662,626 円

[緑と花のまちづくり基金の充実：都市計画課]

● 民有地緑化の推進

・「1-2 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲 (P20)

[地区計画：都市計画課]

● 市民の緑化意識の高揚と啓発

・指定管理者により、花苗の配布を行うとともに、花壇造りや花いっぱい推進のための助言等を行った。

春 35箇所 9公共施設 9,855株

秋 36箇所 9公共施設 10,229株

[花いっぱい運動の推進：都市計画課]

・イベントを通して緑の重要性や緑化意識を高揚させることを目的に、各種イベントを開催した。

イベント名		開催日・参加者数（平成27年度）
雑木林育成事業	中学生雑木林保全ボランティア教室	下草刈り・遊歩道整備・樹木名板の設置 7月19日（日）、11月15日（日）、12月20日（日） 82名
	雑木林に親しむ集い	落ち葉集め・腐葉土作り・ネイチャーゲーム等 1月24日（日）
	地元老人会と協働草刈	中止
さくらまつり		4月4日（土）、4月5日（日）
緑のフェスティバル		4月29日（水）
園芸講習会	寄せ植え教室	5月23日（土）
	ラベンダーシック講習会	6月18日（木）
	藍染め教室	6月24日（水）
	柿渋染め教室	10月15日（木）
	寄せ植え教室	12月5日（土）
	お正月玄関飾り講習会	12月19日（土）
	きのこ栽培教室	2月20日（土）
	桜染め教室	3月8日（火）

[緑化推進イベントの開催：都市計画課]

● 市民緑化団体への支援

・市の花「菊」、市の木「桜」の普及・啓発を目的として「北本菊花愛好会」へ活動費の補助、城ヶ谷堤桜並木の保存管理、環境整備を目的に「城ヶ谷堤桜保存会」に活動費の補助を行った。

決算額 360（千円） [緑化協力団体補助事業：都市計画課]

6 道路の緑化の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 防災面や景観に配慮した、在来種による道路の緑化を推進します。
- ② 緑のネットワークや生物移動などを考慮した道路緑化を推進します。
- ③ 大規模道路における動物の生息域の分断を回避します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	D	H26	C	D	E
H27		C	D	E	

現況と課題

街路樹は道行く人に潤いを与えるだけでなく、汚染物や塵埃を吸着し、騒音を軽減する効果があるといわれています。市では、西中央通線、南大通線等の街路樹の整備を行いました。今後も街路樹の整備を行っていく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 道路緑化の推進

- 道路緑化による緑のネットワーク
 - ・中央通線、西中央通線等の幹線道路の植栽を適正に管理し道路緑化の維持管理に努めた。

[道路緑化事業：道路課]

2 水と緑のネットワーク

- ふるさと散歩道の設置・整備／アメニティ道路の創設・整備
 - ・定期的に剪定や巡視を行い、ふるさと歩道の維持管理を行った。

[ふるさと歩道の維持・管理事業：都市計画課]

7 野生生物の保護

平成27年（2015）度までの目標

- ① 公共事業における野生生物保護措置を実施します。
- ② 自然環境調査（動植物・湧水等）及び調査に基づく自然環境評価を定期的実施します。
- ③ サシバ・オオタカ・ホンドキツネ等の繁殖環境を維持保全・再生します。

	総合評価	目標番号	①	②	③
目 標 進捗状況	D	H26	C	E	D
		H27	C	E	D

現況と課題

市では、オオタカやキツネ等の貴重な動物の生息が確認されており、今後も市・市民・事業者・民間団体の協働により、これらの生育・生息環境を保全していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 生物多様性の保持による生態系の保全

- 野生生物の生育・生息場所の確保／野生生物の保護体制の確立
 - ・平成26年度に引き続き、「オオタカ等保護指針」に基づき、営巣、繁殖等の生態調査を実施し、結果、当該区画整理地内において、営巣については確認されなかったが、採餌行動が確認されたことにより、引き続き事業進捗に伴い、周辺環境において継続的に注意を払い、適切な措置をとりながら、事業（関連工事等）を実施した。

決算額（オオタカ調査委託費） 72（千円）[久保特定土地区画整理事業：久保土地区画整理事務所]

2 ビオトープづくり

● 野生生物の生育・生息地の創造と保護

・例年南小学校のビオトープにおいてホタルを飼育しているが、ビオトープ内の環境変化によりホタルの数が激減し、保護者や市民等を対象に行っていた「ホタルの鑑賞会」を開催できなかった。現在再開に向けて検討を進めている。

・東小学校では、平成18年度に児童のボランティアが手作りしたビオトープを自然委員会が管理・整備を行った。ビオトープにおいて、池にメダカが放流されており、日本の里山に見られた自然の姿に児童が親しめるようになっている。今年度も1・2年生の生活科、3～6年生の理科等の環境学習でも活用し役立てることができた。

・南小、東小をはじめ、他の小・中学校においても継続的に実践している。

[学校ビオトープ整備事業：学校教育課]

8 歴史的・文化的環境の保全と創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 現存社寺林や屋敷林、巨木・名木を維持保全します。
- ② 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。
- ③ 郷土の歴史資料館を整備します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H26	B	D	C
		H27	B	D	C

現況と課題

市内には、石戸城跡や八重塚古墳群をはじめ、有形文化財、民俗文化財や埋蔵文化財、神社仏閣など、歴史的遺産が数多く存在します。また、鎌倉街道、岩槻道、松山道などの古道沿いには道標や馬頭観音などの史跡が多く残されており、これらの文化財や史跡といった歴史的遺産を後世に伝えていく必要があります。

各課の個別事業の取組状況

1 歴史的遺産の保存と活用

● 歴史・文化遺産の評価の推進

・市内に残された民具資料を後世に伝えるため、収集・整理を行った。

10件 31点収集（節句人形、古地図ほか）

・仮設の民具収蔵庫として利用していた旧東学童保育室について、民具の移転先が確保されたことから、民具の移転、建設解体及び用地測量を行った。

決算額 2,797(千円) [民俗資料の収集・整理事業：生涯学習課→文化財保護課]

・平成21年度から実施している土壌改良事業を一時休止し、樹勢の経過観察中である。日常管理のほか、枯枝等の剪定及び殺菌剤の塗布を実施し、樹勢環境の保護に努めた。平成24年度の「石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備基本計画」の策定に引き続き、具体的な整備に向けた「基本設計」を策定し、東光寺本堂の構内移設に必要な経費を積算した。

決算額 1,372(千円) [石戸蒲ザクラ保護・管理事業：生涯学習課→文化財保護課]

・エドヒガンザクラの枯枝除去法、消毒、支障木竹の伐採処分を実施したほか、樹勢回復事業を継続実施、「フクラ緑化システム」による土中液肥噴射を5月27日、7月23日、2月19日の計3回実施し、土壌改良を図った。

決算額 616(千円) [エドヒガンザクラ保護・管理事業：生涯学習課→文化財保護課]

・ドウダンツツジの樹勢回復事業を実施。「フクラ緑化システム」による土中液肥噴射を5月26日、6月26日、2月4日の計3回実施し、土壌改良を図った。

決算額 194(千円) [ドウダンツツジ保護・管理事業：生涯学習課→文化財保護課]

・市内にある国、県、市指定文化財の保存・管理状況を確認し、教育委員会管理以外の指定文化財38件について、管理を依頼するとともに謝礼を支出した。

・指定文化財「荒井の富士塚」の補修に対する補助

・文化財説明板更新 一基

決算額 630(千円) [指定文化財管理事業：生涯学習課→文化財保護課]

・カタクリ自生地での株数等の調査、増殖のための人口受粉・採種・播種を引き続き実施、個体数の増と周辺環境の保全に努めた。

4月上旬 人口受粉作業

5月中旬 採種

7月上旬 播種

11月中旬 自生地整備（落ち葉掃き、下草刈り他）

3月下旬 自生地囲い柵修繕、歩道整備

[高尾カタクリ自生地の調査・保存：生涯学習課→文化財保護課]

・旧給食センターを(仮称)埋蔵文化センターとして建物利用するため、耐震診断調査を実施した。

決算額 2,808(千円) [(仮称)埋蔵文化センターの設置事業：生涯学習課→文化財保護課]

● 文化財保護思想の啓発

・板石塔婆収蔵庫の公開は、石戸蒲ザクラの開花期に合わせて定期公開している。

公開日 4月4日(土)、5日(日) 見学者 1,992人

[東光寺板石塔婆収蔵庫の公開：生涯学習課→文化財保護課]

・市内小・中学校の社会科学習や市民団体、サークル等の要請に応じ、地域の歴史・文化について学習支援を実施した。小・中学校8校757人 市民団体・サークル等382人

[歴史散策事業：生涯学習課→文化財保護課]

・展示会は開催に至らなかったが、出土品の分類、整理を実施した。

・デーノタメ遺跡から出土した木器について、保存処理を行い、劣化の恐れのある脆弱な遺物を恒久的に保存することができた。

決算額 3,953(千円) [文化財関係展示会事業：生涯学習課→文化財保護課]

・「地域資料読解の会」12月24日開催 参加者数：16人
 明治から大正、昭和にかけて作成された地域の古文書を読み解き、当時の人々の生活を知る良い機会となった。

・「古文書を読む」6月19日から3月18日までの全9回 延べ参加者数：241人
 江戸時代の古文書を読み解きながら、古文書に慣れ親しみ、併せて当時の生活様式や経済活動に触れる機会が提供できた。

決算額 30(千円) [市史講座の開催：生涯学習課→文化財保護課]

● 文化財の調査の推進

- ・個人住宅の建設、分譲住宅の建設、アパート等の開発事業に伴う範囲確認調査を24件実施。うち、重機使用件数11件。
- ・発掘調査は、荒久保遺跡第2次発掘調査、下宿遺跡第7次発掘調査、宮岡氷川神社前遺跡第6次発掘調査、市場遺跡第4次発掘調査、如意寺遺跡発掘調査（受託事業）、三五郎山遺跡第4次発掘調査を実施し、開発により消失する遺跡を記録保存することができた。
- ・平成15年度発掘調査した三五郎山遺跡発掘調査の報告書を刊行。
- ・発掘調査の出土遺物の整理、その他民俗文化財の資料整理を実施。

決算額 11,606(千円) [埋蔵文化財調査・整理事業：生涯学習課→文化財保護課]

- ・デーノタメ遺跡の内容確認調査を行った。
- ・デーノタメ遺跡から出土した遺物について、詳細な分析調査を実施した。

決算額 6,181(千円) [遺跡等調査事業：生涯学習課→文化財保護課]

● 伝統芸能文化の継承と活用

- ・郷土芸能保存団体の広域交流・発表等による郷土芸能の向上と伝承、後継者育成に対する補助を実施。
- ・第17回北本市郷土芸能大会を文化センターホールにて開催した。
 市内の4団体、ゲスト2団体が出演。小学生による子ども囃子の出演もあり、後継者育成に寄与することができた。

実施日	観客・出演者
平成28年2月21日(日)	459人

決算額 406(千円) [北本市郷土芸能大会：生涯学習課→文化財保護課]

● 屋敷林や巨木・名木を保全する仕組みの検討

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲(P19)

[保護地区・保護樹木等の指定：都市計画課]

9 豊かな都市景観の創造

平成27年（2015）度までの目標

- ① 魅力ある景観づくりのための条例などを制定します。
- ② 環境教育としての市内清掃活動を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H26	C	B
		H27	C	B

現況と課題

市内には、緑豊かな優れた景観が残されていますが、空き缶、タバコの吸殻などの散乱や粗大ごみの不法投棄、空き地・空き家の管理不善などにより、景観が損なわれている箇所も見受けられます。自然環境と調和した都市整備を図るとともに、ごみのポイ捨て、不法投棄の防止や美化・清掃活動を推進していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 魅力ある都市景観の形成

● まちなみ景観の創造／道路景観の創造

- ・平成22年度末で、中山道の拡幅工事は9割程度終了し、用地取得困難箇所は残り2件であり、引き続き取得に向けて交渉が行われている。平成26年度は県の拡幅工事は行われていない。また、電線地中化については電線を埋設するための管を埋設工事が行われた。

[中山道街並み整備事業：都市計画課]

● 大規模プロジェクトや市街地整備計画の中での景観創造

- ・「1-2 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P20）

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課→都市計画課]

2 清潔なまちづくりの推進

● 不法投棄防止対策の強化

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林の保護・保全」再掲（P20）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課→環境課]

● 美化・清掃活動の推進

- ・各自治会の御協力をいただき、「自らのまちは自らの手で清潔にし、そして汚さない」をスローガンに清掃美化活動を実施した。

活動名	活動期間	参加者数
快適な環境づくり運動	平成27年5月24日～6月21日	101地区のべ11,367人
環境美化運動	平成27年9月6日～11月15日	101地区のべ11,033人
ボランティア団体清掃活動	年13回	—

[清掃美化活動の実施：くらし安全課→環境課]

・市民の主体的な清掃美化活動を促進し、市民と行政の協働によるまちの美化を図るため、「ぴかぴか北本おまかせプログラム」(アダプト・プログラム)を展開した。

登録団体数	19 団体
登録者数	1,695 人 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

ぴかぴか北本おまかせプログラム登録団体 (H28.3.31 現在)

	団体(個人)名	活動場所	人数		団体(個人)名	活動場所	人数
1	富士重工業(株)	隣接市道・公園	812	11	地域活動支援センター かばざくら	市道	16
2	ホテルの里づくり 推進協議会	高尾さくら公園 付近	168	12	青空会	教育センター前庭	27
3	クリーン夫婦本間	駅東口広場	2	13	(株)川村建設工業	市道 1461 号線	18
4	中丸 1 丁目自治会	地区内道路 中央緑地	267	14	伊藤 一穂	市道	2
5	谷足里春秋クラブ	市道	15	15	公益社団法人北本市 シルバー人材センター 中丸地域班	市道 118 号線 グリコふれあい通 り	33
6	(株)ウッド	市道	5	16	公益社団法人北本市 シルバー人材センター 東間深井地域班	北部公民館近辺 深井スポーツ広場 脇道路	59
7	くろーぱーグループ	駅東口広場	50	17	公益社団法人北本市 シルバー人材センター 西部地域班	石戸小学校周辺市 道	45
8	ぴかぴかさくらグループ	駅西口	90	18	南歩里会	中央緑地、みどり 公園、市道 2296 号線	35
9	ぴかぴかかがやきグルー プ	駅西口	19	19	ジュニアジョブジョブ サポートさくら	市内各公園・北本 駅西口駅前通り	14
10	プラザオオノ(有)	駅東口	18				

[公共施設の里親制度の実施：協働推進課→くらし安全課]

第2節 環境への負荷の少ない地域社会の実現

10 空気の清浄さの維持

平成27年（2015）度までの目標

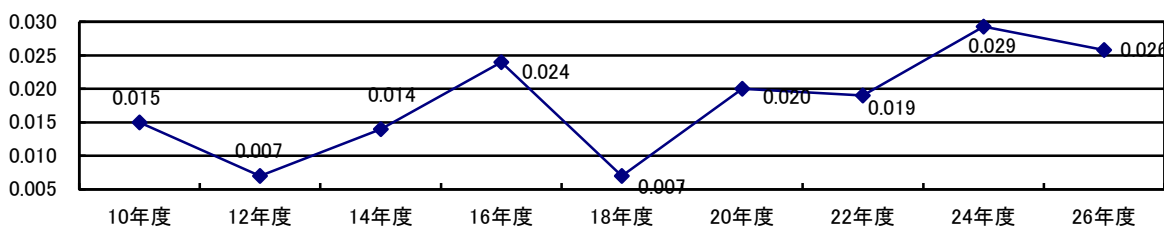
- ① 二酸化窒素に係る環境基準をおおむね100%達成します。
- ② 公共交通機関を充実します。
- ③ 自転車駐車場の確保を推進します。
- ④ 市内走行バスを、ディーゼル車から次世代ハイブリッド車、天然ガス車など低公害車へ転換を促進します。
- ⑤ 新規幹線道路整備において自転車レーンの整備を促進します。
- ⑥ 幹線道路沿いにおいて環境基準を達成します。
- ⑦ 大気汚染監視体制を整備します。
- ⑧ 公用車を低公害車にします。
- ⑨ 野焼きパトロール体制を推進します。
- ⑩ 調査測定を推進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	B	H26	A	B	A	A	B	D	C	B	C	B
		H27	A	B	A	A	B	D	C	B	C	B

現況と課題

二酸化窒素濃度は1年おきに測定調査をしており、平成26年度に実施しました。測定結果は、1日平均値が最も高い日でも0.0258ppmで、環境基準の1日平均0.04ppm以下という値よりも下回っています。近年はデマンドバスの推進等により交通の利便性の向上と排ガスの削減を図っています。

北本市の二酸化窒素濃度調査結果（1日平均値の最大値 単位：ppm）



注) 上のグラフは各年4～5日間程度の連続調査を行った結果について、調査期間内の1日平均値で最も高い日の値を示しています。

各課個別事業の取組状況

1 自動車排出ガス対策の推進

● 排出ガスの削減

- ・ハイブリッド車を1台更新した。

平成28年3月現在、公用車両合計70台のうちハイブリッド車4台（6%）、CNG車2台（3%）、

電気自動車6台（9%）となっている。

[公用車両の低公害車導入：総務課→契約管財課]

・7月・3月の2回、職員あてにアイドリング・ストップの啓発通知を行った。また、アイドリング・ストップ運動を推進するため、7月に庁内放送による職員及び来庁者への呼びかけを行った。

[公用車のアイドリング・ストップ運動：総務課→契約管財課]

・県条例に基づくアイドリング・ストップに関して、開発行為の事前協議時に開発者に対し指導を行った。

[アイドリング・ストップ啓発運動：くらし安全課→環境課]

● 自動車交通対策の推進

・西中央通線（西小学校交差点から県道さいたま鴻巣線交差点まで）延長887.7m 幅員3.25m（両側）歩車道境界ブロックで車道・歩道部を分離し、自転車専用レーンを設置した。H27年度においては更に利便性の向上を目的に路面塗布を実施した。

[自転車専用レーンの整備事業：道路課]

・北本市における大気環境の状況を確認することを目的として、大気汚染調査を実施した。大気汚染調査は隔年で実施しており、次回調査は平成28年度の予定。以下は、平成26年度調査時の結果。

調査内容

調査の対象	大気中の一酸化窒素及び二酸化窒素
調査測定場所	北本市中丸10丁目419番地（中丸公民館屋上）
測定年月日	平成27年1月21日～1月27日
測定方法	化学発光法

調査結果

単位：ppm

調査日		1月21日 (水)	1月22日 (木)	1月23日 (金)	1月24日 (土)	1月25日 (日)	1月26日 (月)	1月27日 (火)
一酸化窒素	平均値	0.0052	0.0075	0.0046	0.0075	0.0031	0.0054	0.0014
	最大値	0.0155	0.0175	0.0320	0.0359	0.0159	0.0178	0.0062
	最小値	0.0005	0.0002	<0.001	0.0001	0.0001	0.0004	<0.001
二酸化窒素	平均値	0.0227	0.0227	0.0103	0.0144	0.0130	0.0258	0.0106
	最大値	0.0358	0.0308	0.0246	0.0393	0.0242	0.0518	0.0280
	最小値	0.0139	0.011	0.0022	0.0037	0.0060	0.0096	0.0037
窒素酸化物	平均値	0.0314	0.0302	0.0149	0.0219	0.0161	0.0311	0.0120
	最大値	0.0443	0.0427	0.0549	0.0716	0.0342	0.0693	0.0292
	最小値	0.0147	0.0116	0.0026	0.0038	0.0066	0.0121	0.0038

※ 二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

※ 窒素酸化物とは、物の燃焼によって生成される一酸化窒素や、大気中で一酸化窒素が酸化されてできる二酸化窒素が主要な物質で、呼吸器等に有害な気体。光化学スモッグの原因物質の一つと考えられる。

[大気汚染監視事業：くらし安全課→環境課]

・ダイオキシン類汚染調査については、平成16年度から隔年実施している。今回は平成28年度実施予定。以下は、平成26年度調査時の結果。

調査日：平成27年1月20日～27日

調査地点：中丸10丁目地内（中丸公民館敷地）

調査結果：0.0186pg-TEQ/m³ ※環境基準は0.6pg-TEQ/m³以下

[ダイオキシン類汚染調査：くらし安全課→環境課]

● 大気中の放射性物質の測定

・測定地点の小中学校5カ所、保育所2カ所、公園3カ所の校庭（庭園）内において、大気中に含まれている放射線量を毎月測定した。測定結果の最大値を年間放射線量に換算した値は、放射線量限度1mSv/年（※）を下回った。※1mSv/年：国際放射線防護委員会の勧告に基づき、法で定められた技術上の基準としての一般公衆の線量限度（自然放射線量を除く）。 [放射性物質測定事業：くらし安全課→環境課]

2 大気汚染発生源対策の推進

・大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、県と連携して大気汚染物質の排出規制及び指導を行っている。平成27年度は野外焼却に対する苦情が15件あり対応した。

[大気汚染防止対策の推進：くらし安全課→環境課]

1 1 水の清浄さの維持

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市の各河川・水路において市域へ流入する場所と流出する場所の水質測定を継続的に実施します。
- ② 地下水の安全性に関わる定期的観測を継続的に実施します。
- ③ 市内湧水地点の調査と保全施策を推進します。
- ④ 河川・水路の水質が著しく悪化したときの対応マニュアルを策定します。
- ⑤ 市の河川・水路に魚が生息できるよう水質を改善します。
- ⑥ 公共下水道・合併処理浄化槽による生活雑排水の処理率を向上します。
- ⑦ 公共施設・事業所などにおいて、雨水利用・中水利用施設の整備を推進します。
- ⑧ 地盤条件などを考慮した雨水浸透施設（雨水マス・トレンチなど）を整備します。
- ⑨ 調査頻度を増やすなど、調査測定を推進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	B	H26	A	A	C	B	C	B	B	C	A
		H27	A	A	C	B	C	B	B	C	A

現況と課題

市内の河川や水路における平成27年度のBOD調査結果によると、最も大きい数値を観測したのは谷田用水路（朝日1丁目付近）で14mg/となり、基準値を超えてしまいました。他の地点では基準値を下回り、徐々に水質は改善されてきていますが、今後さらに公共下水道や合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進し、水質改善に努めていく必要があります。河川・用排水路の水質分析結果はP66をご参照ください。

各課個別事業の取組状況

1 生活排水などの浄化対策の推進

● 清浄な水の維持

・安全な水を供給するため、法令に基づき「健康に関連する項目」30項目、「水道水が有すべき性状に関連する項目」20項目の水質検査を毎月実施した。検査の結果、適合であった。（桶川北本水道企業団）

[水質検査体制の充実：くらし安全課→環境課]

- 生活排水改善のための啓発活動
 - ・公共下水道工事説明会時に、公共下水道への速やかな切替えを啓発した。

[生活排水改善のための啓発活動：下水道課]

2 健全な水循環の構築

- 湧水・地下水の水源かん養
 - ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19）
[保護地区・保護樹木等の指定：都市計画課]
 - ・「3-1 豊かな農地の保全と創造、農地や生産緑地の保全」再掲（P23）
[生産緑地制度の運用：都市計画課]
 - ・「1-2 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P20）
[雨水浸透マス・トレンチの設置促進：下水道課]

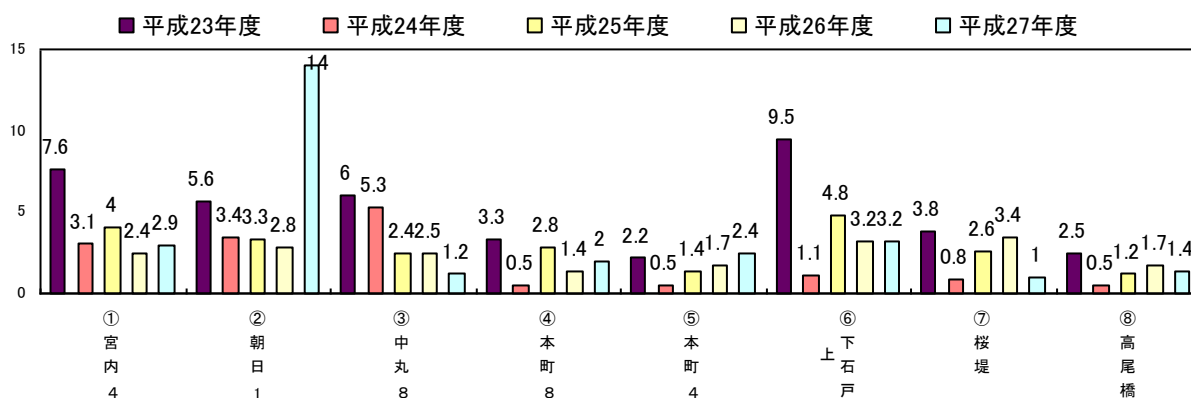
3 水質汚濁防止体制の推進

- 水質監視の充実/測定値の公開
 - ・市内を流れる河川、水路の汚染実態を把握するため、荒川、谷田用水、梅沢水路、江川（勝林水路）のそれぞれ最上流地点、最下流地点計8地点について水質調査を実施した。平成26年度は夏季に調査を実施し、平成27年度は冬季に調査を実施した。

[市内水質調査：くらし安全課→環境課]



生物化学的酸素要求量 (BOD※)



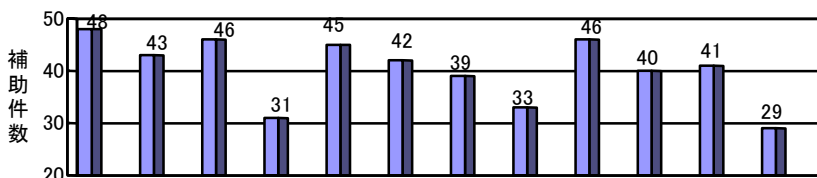
※BOD 生物化学的酸素要求量…水中の汚濁物質が微生物により分解されるときに消費される酸素の量。この数値が大きいほど汚濁が進んでいます。平成23年は冬、平成24年は夏、平成25年は冬、平成26年は夏、平成27年は冬に実施。

- ・流出事故等に対応するため、関係各機関と連絡調整を行い、オイルフェンスや吸着マットを常備し、初動体制を整え実施に備えた。また、対応マニュアルを作成し、連絡体制等を確認した。

[水質汚濁防止体制：くらし安全課→環境課]

● 合併処理浄化槽の普及促進

- ・家庭雑排水による河川、水路の水質汚濁防止等を図るため、合併処理浄化槽設置の促進を目的に、設置者（公共下水道事業計画の認可区域外）に対し費用の一部を助成した。27年度の助成件数は29件。



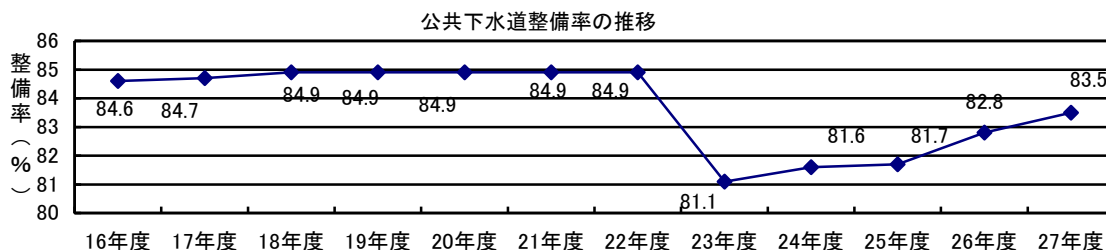
決算額 18,938 (千円) [合併処理浄化槽設置補助事業：下水道課→環境課]

4 公共下水道の整備推進

● 公共下水道の整備推進

- ・荒川・水路の水質を保全するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進した。

整備面積	整備済面積	整備率	人口普及率
4.8ha	601.8 ha	83.5%	74.6%



決算額 175,234 (千円) [公共下水道整備事業：下水道課]

5 水資源の有効利用

● 雨水利用・中水利用の推進

- ・実施事業なし

1 2 土壌汚染の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① 「北本市土砂等たい積規制に関する条例（H17年6月30日公布）」に基づき、埋め立てなどに伴う有害物質による土壌汚染の防止を推進します。
- ② 土壌汚染調査を実施します。
- ③ 過去の大型埋め立て場所のマップを作成し、土壌汚染の有無の調査を実施します。
- ④ 土壌汚染調査時の環境基準達成件数を100%にします。
- ⑤ 市内事業者における塩素系溶媒使用者の実態調査を行います。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤
	B	H26	A	A	E	A	C
H27		A	A	E	A	C	

現況と課題

不法投棄や汚染土による埋め立て、工場等の化学物質による土壤汚染については、引き続き調査や監視体制を充実し、土壤汚染を防止する必要があります。また、土壤汚染調査はダイオキシン類調査と併せ、隔年実施とし、平成26年度に実施しました。次回は平成28年度に実施予定。

各課個別事業の取組状況

1 不法投棄・埋め立てなどに伴う土壤汚染防止対策の推進

- 埋め立てなどに伴う有害物質による土壤汚染の防止
 - ・「北本市土砂等のたい積の規制に関する条例」に基づき、パトロール等監視体制の強化に努めた。
 - ・土砂の堆積などについて相談を受けるとともに、土砂を堆積する行為について調査指導を実施した。

[公害監視体制：くらし安全課→環境課]
- 不法投棄の監視体制強化
 - ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P20）

[不法投棄監視パトロール事業：くらし安全課→環境課]

2 化学物質による土壤汚染防止活動の推進

- ダイオキシン対策の推進
 - ・ダイオキシン類特別措置法及び県生活環境保全条例に基づき、関係各機関と連携し指導に努めた。

[廃棄物の焼却に関する規制の啓発：くらし安全課→環境課]

- ・土壤汚染調査、ダイオキシン類汚染調査については、平成16年度から隔年実施している。次回は平成28年度実施予定。以下は、平成26年度調査時の結果。

調査日：平成27年1月20日

調査地点：中丸10丁目地内（中丸公民館敷地）

調査結果：5.41pg-TEQ/m³ ※環境基準は1,000pg-TEQ/m³以下

[ダイオキシン類汚染調査：くらし安全課→環境課]
- 工場・事業所への土壤汚染防止対策の推進
 - ・埼玉県に協力を要請し、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律（PRTR法）に基づき排出量及び移動量の届出があった北本市内の事業者について情報提供を得た。

[特定化学物質に係る調査・環境実態調査：くらし安全課→環境課]
- 農用地の土壤汚染防止
 - ・「3-3 豊かな農地の保全と創造、環境保全型農業の推進」再掲（P24）

[埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発：産業観光課→産業振興課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、農業支援策の構築」再掲（P23）

[ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課→環境課]

1.3 騒音・振動の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① 騒音に係る環境基準を100%達成します。
- ② 騒音・振動測定体制を充実します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②
	B	H26	C	B
		H27	B	B

現況と課題

平成27年度の騒音に関する苦情は4件、振動に関する苦情は1件となっています。近年は、工場・事業所だけではなく、室外機の低周波音や近隣の騒音に関する苦情が増えています。

今後も、必要に応じて対策を講じていく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 騒音・振動防止活動の推進

● 市内の騒音・振動の状況把握推進

・平成27年度は市内2地点において自動車交通騒音常時監視を行った。調査結果は環境省へ報告され、今後の沿道騒音対策等の施策への資料となる。測定結果は以下のとおり。

平成27年度自動車騒音常時監視測定結果 調査期日：平成28年2月8日（木）～2月9日（金）

調査路線	時間区分	調査結果 (LAeq)	環境基準との比較		要請限度との比較	
さいたま鴻巣線 (荒井付近)	昼	68	○	70	○	75
	夜	62	○	65	○	70
鴻巣桶川さいたま線 (本宿付近)	昼	66	○	70	○	75
	夜	61	○	65	○	70

騒音測定値：等価騒音レベルLAeq（単位：dB）

注）1. 環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に隣接する空間の特例値」を適用。

2. 表中の記号は次のとおり。○：基準を満足 ×：基準を超過

[自動車騒音常時監視業務：くらし安全課→環境課]

● 大規模プロジェクトの中での騒音・振動防止対策の検討

・「1-2 自然環境の保全と創造、緑の保全・創造」再掲（P20）

[首都圏中央連絡自動車道整備に伴う要請：南部地域整備課→都市計画課]

● 自動車交通対策の推進

・通学路などを中心に速度抑制などを目的に外側線やグリーンベルトの設置などを取り入れたゾーン30の取り組みを実施している。市道において通学路などを中心にゾーン30事業を本宿・二ツ家地区で実施した。市街化区域東側が完了した。

[ゾーン30事業：道路課]

● 道路整備における騒音・振動防止対策の検討

・中央通線において継続的に整備工事を実施している。平成27年度は電線共同溝の一部を実施した。

[都市計画道路の整備推進：道路課]

1.4 悪臭の防止

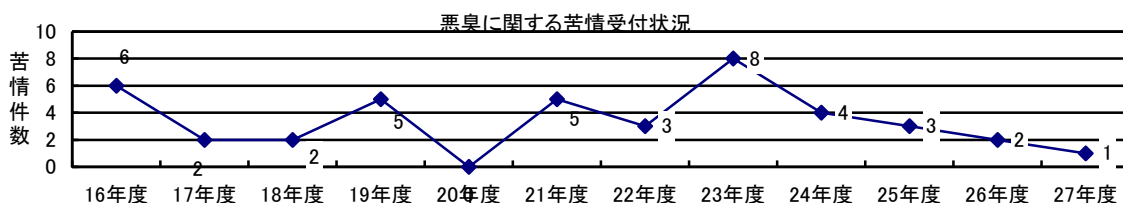
平成27年（2015）度までの目標

- ① 事業所など予測される発生源への指導強化による悪臭予防対策を推進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①
	B	H26	B
		H27	B

現況と課題

悪臭公害には、食品加工過程で発生する臭気や塗装、印刷、有機溶剤臭、廃棄物焼却に伴う臭気等があります。平成27年度の悪臭に関する苦情は1件でした。今後も多様な原因による悪臭の発生が予想されることから、その対策を講じる必要があります。



各課個別事業の取組状況

1 悪臭防止活動の推進

- 工場・事業所への啓発指導
- ・寄せられた苦情のうち事業所等の悪臭の場合は、啓発指導をしている。

[工場・事業所等における悪臭防止の啓発指導：くらし安全課→環境課]

1.5 化学物質による汚染の防止

平成27年（2015）度までの目標

- ① ダイオキシンの環境基準を100%達成します。
 ② 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)施行に伴う情報公開の推進、事業者などへの指導や勉強会を実施します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②
	C	H26	A	D
		H27	A	D

現況と課題

平成26年度に実施したダイオキシン類調査結果によると、市内の大気中及び土壌中に含まれるダイオキシン類毒性等量は、いずれも法令の環境基準値より大幅に低い状況となっています。人の生命や健康に影響を及ぼす恐れのあるダイオキシンをはじめとする有害な化学物質について、情報の収集と周知を行い、未然の予防策を講じる必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 化学物質による汚染防止体制の推進・2 化学物質による汚染防止活動の推進

- P R T R法施行に伴う情報公開の推進・土壌汚染調査の充実

・「12-2土壌汚染の防止 化学物質による土壌汚染防止活動の推進」再掲（P40）

[特定化学物質に係る調査・環境実態調査：くらし安全課→環境課]

16 省資源・省エネルギーの推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 公共施設などにおいて自然エネルギー・省エネルギー施設を導入します。
- ② 上水使用量を平成2年（1990）度レベルへ削減します。
- ③ 市全体のエネルギー消費実態が把握できるシステムを構築します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H26	B	E	A
		H27	B	E	A

現況と課題

資源やエネルギーは限りあるものとして、また、その使用は地球環境に負荷を与えていることを考慮して、省資源、省エネルギーに取り組むことが求められています。市の庁舎においても、様々な面で環境に配慮した設計になっています。

各課個別事業の取組状況

1 省資源・省エネルギー、再利用化の推進

- 市全体のエネルギー消費実態の把握

・第3次北本市地球温暖化対策実行計画を推進し、市庁舎、文化センターのほか、各出先機関、小中学校において温室効果ガスの削減に向けて取り組んだ。

[地球温暖化対策実行計画推進事業：くらし安全課→環境課]

- 資源の有効利用

・環境負荷の少ない製品を率先して購入するため、グリーン購入ガイドを作成し、ガイドラインに基づき各課においてグリーン購入を実施した。なお、環境マネジメントシステムに基づき各課のグリーン購入実績を把握している（資料 P63 参照）。

[グリーン購入推進事業：くらし安全課→環境課]

2 新エネルギーの導入

- 太陽光発電などの利用普及の推進

・地球温暖化防止のため、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図ることを目的として、住宅用創・省エネルギーシステムを設置する人に、その費用の一部を補助した。平成27年度の交付件数は太陽光発電28件、エネファーム5件、高効率給湯器86件で、計119件だった。

[住宅用創・省エネルギーシステム設置費補助事業：くらし安全課→環境課]

17 廃棄物の減量とリサイクルの推進

平成27年(2015)度までの目標

- ① 生産・販売事業者による包装材などの適正な回収と再資源化を指導します。
- ② 平成27年(2015)度までに、燃やせるごみの発生量を平成10年(1998)度実績の85%にします。
- ③ 平成27年(2015)度までに資源回収量を廃棄物総排出量に対し25%にします。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	B	H26	B	A	C
		H27	B	A	C

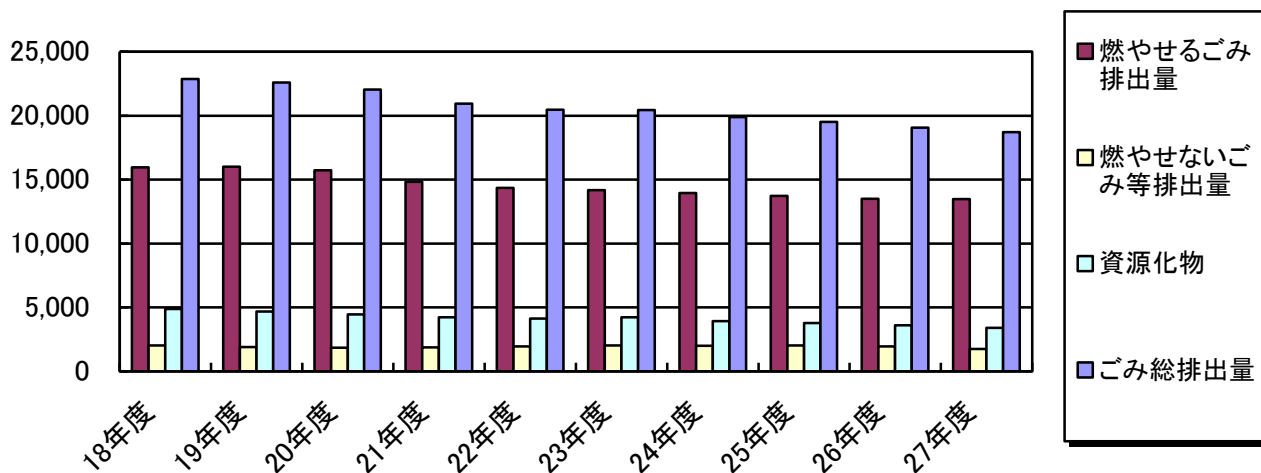
現況と課題

北本市における一般廃棄物(ごみ)の総排出量は平成26年度で19,060t、平成27年度では18,717tとなっており、平成26年度と27年度を比較すると減少が見られました。市民1人当たり1日のごみの排出量は平成26年度が763g、平成27年度は755gとなっており、こちらも減少傾向にありました。

各分別ごみについては全ての項目で減少傾向が見られ、資源類も全体で197tの減少となっています。人口減少の影響もあると思われますが、今後ごみの分別に努め発生を少なくする他、発生してしまったごみについては、再使用、再利用を推進していく必要があります。

▼ごみ排出量の推移

	H10年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
人口 単位：人 (各年度末現在)	69,845	71,000	70,702	70,575	70,279	69,985	69,656	69,146	68,806	68,440	67,960
世帯 単位：世帯 (各年度末現在)	23,584	26,929	27,195	27,504	27,319	27,835	27,804	27,909	28,262	28,514	28,739
燃やせるごみ 排出量(t)	16,535	15,957	16,003	15,720	14,835	14,355	14,181	13,948	13,719	13,494	13,485
燃やせるごみ排出量 H10比(%)	100	96.5	96.8	95.1	89.7	86.8	85.8	84.4	83.0	81.6	81.6
燃やせないごみ等 排出量(t)	1,736	2,037	1,905	1,865	1,870	1,532	1,573	1,545	1,554	1,515	1,350
資源化物合計(t)	4,278	4,880	4,677	4,464	4,233	4,137	4,237	3,929	3,783	3,609	3,412
資源化物を除く 粗大ごみ量(t)	「燃やせないごみ等排出量」に含む					430	457	465	463	442	405
総排出量(t)	22,849	22,874	22,585	22,049	20,938	20,454	20,448	19,887	19,519	19,060	18,717
資源化率	18.72%	21.33%	20.71%	20.71%	20.22%	20.23%	20.72%	19.76%	19.38%	18.93%	18.23%
一人1日あたり のごみ排出量(g)	896	883	875	856	816	801	804	788	777	763	755



各課個別事業の取組状況

1 ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励

● 民間団体への活動支援

・ごみの減量化とリサイクルの促進を目的に取り組んでいる「ごみ減量等推進市民会議」の活動（市民大会、研修会、生ごみリサイクル農園、施設見学会等）に対し、助成等の支援を行った。

活動費補助金 決算額 1,950 (千円) [ごみ減量等推進市民会議開催支援：くらし安全課→環境課]

● リサイクル活動の普及・支援

・建設事業において発生する建設資材の再資源化のため、設計の段階で再処理施設への持込の検討や工事での再生資源（再生合材・再生砕石・再生砂）の使用を指示した。また、建設副産物については、建設工事に係る資材再資源化等に関する法律に基づき適正に処理し、リサイクルを推進した。

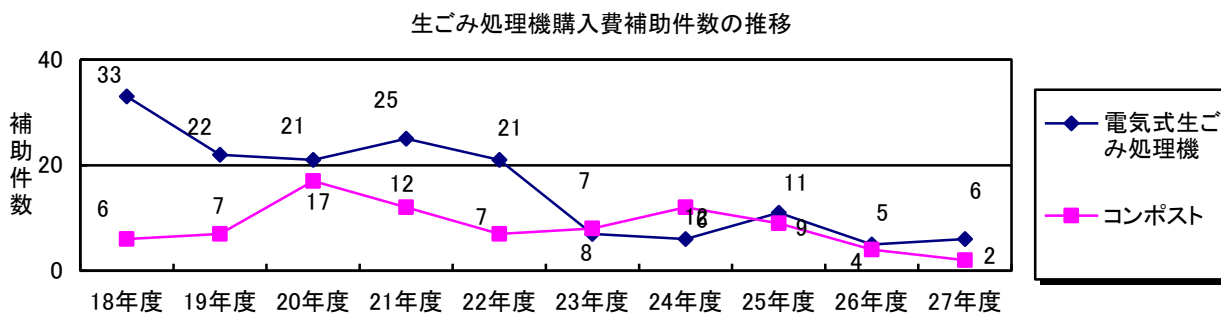
・各工事において、建設リサイクル法を基本に取り組んでいるが、「特定建設資材」のみならず、その他建設廃材についても分別を指導し、資源として再利用されるよう指導した。

[建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

● ごみの発生抑制の推進

・生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図るため、家庭及び集会施設から排出される生ごみを処理する生ごみ処理容器（コンポスト）、電気式生ごみ処理機購入に対し、費用の一部を助成した。

平成27年度 補助件数8件 [電気式6件、コンポスト2件]



[生ごみ処理容器（コンポスト）・電気式生ごみ処理機購入費補助事業：くらし安全課→環境課]

18 循環型ごみ処理方法の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 資源化物回収ルート確保と、施設やシステムの確立による資源化可能物の有効活用を推進します。
- ② 学校及び学校給食施設からの生ごみのコンポスト（たい肥化）などによる資源化を推進します。
- ③ 平成27年（2015）度までに焼却灰以外の埋め立て量=0を目指します。
- ④ 平成20年（2008）度に一般廃棄物処理基本計画を見直します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④
	B	H26	B	C	A	A
		H27	B	C	A	A

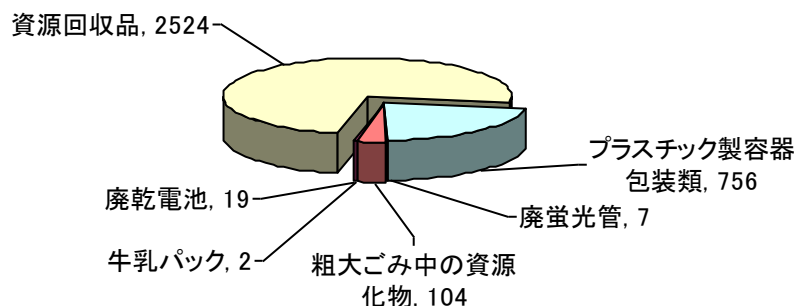
現況と課題

市の収集ごみの資源化率は平成26年度が18.93%で、平成27年度は18.23%となっており、比較すると0.7ポイント減少しています。資源は限りあるものであることを啓発し、循環型社会の構築に向け、より一層資源化率を高める必要があります。

資源化率の推移

(単位: t)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
牛乳パック	10	14	13	12	12	12	10	10	10	2
廃乾電池	17	18	16	17	17	17	17	17	16	19
資源回収品	3,949	3,738	3,527	3,313	3,210	3,290	3,015	2,877	2,704	2,524
廃蛍光管	6	9	9	9	9	9	8	8	7	7
プラスチック製容器包装類	775	782	786	763	771	789	761	758	756	756
粗大ごみ中の資源化物	123	116	113	119	118	120	118	113	116	104
計	4,880	4,677	4,464	4,233	4,137	4,237	3,929	3,783	3,609	3,412
資源化率(%)	21.33	20.71	20.25	20.22	20.23	20.72	19.76	19.38	18.93	18.23



各課個別事業の取組状況

1 廃棄物の適正処理の推進・2 ゼロエミッション構築の検討

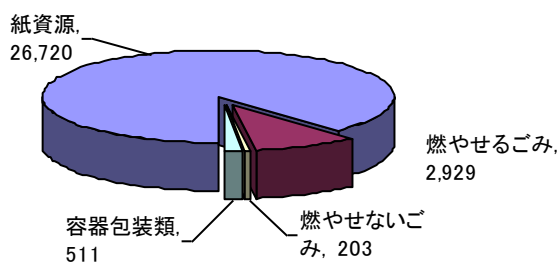
● 資源回収の推進

・平成27年度の小型家電回収量は2,390kgだった。

[小型家電の回収事業：くらし安全課→環境課]

・市庁舎から出るごみを「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装類」の3種類に分別し、焼却・埋め立てごみを削減するとともに、紙類のリサイクルを推進し、ごみの分別収集を徹底した。なお、平成26年度は新庁舎への引越しに伴い、大幅な廃棄、分別収集を行った。

分 別	平成26年度	平成27年度	増減率
燃やせるごみ	3,353kg	2,929.3kg	△12.6%
燃やせないごみ	700.9kg	203.8kg	△70.9%
容器包装類	744.9kg	511kg	△31.4%
紙資源	27,600kg	26,720kg	△3.2%



[市庁舎内のごみの分別収集の徹底：総務課→契約管財課]

・ごみカレンダーを作成、配布し、自治会を単位に缶類、ビン類、紙類、布類、ペットボトルの資源回収を実施した。

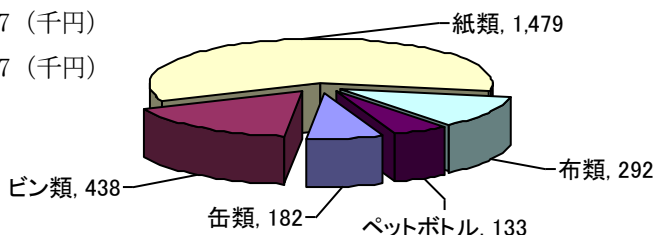
資源回収実績 (単位：トン)

種類	平成26年	平成27年	増減量	増減率
缶類	169	182	13	7.69%
ビン類	458	438	△20	△4.37%
紙類	1,626	1,479	△147	△9.04%
布類	300	292	△8	△2.67%
ペットボトル	151	133	△18	△11.9%
回収量	2,704	2,524	△180	△6.66%

収集運搬費 100,997 (千円)

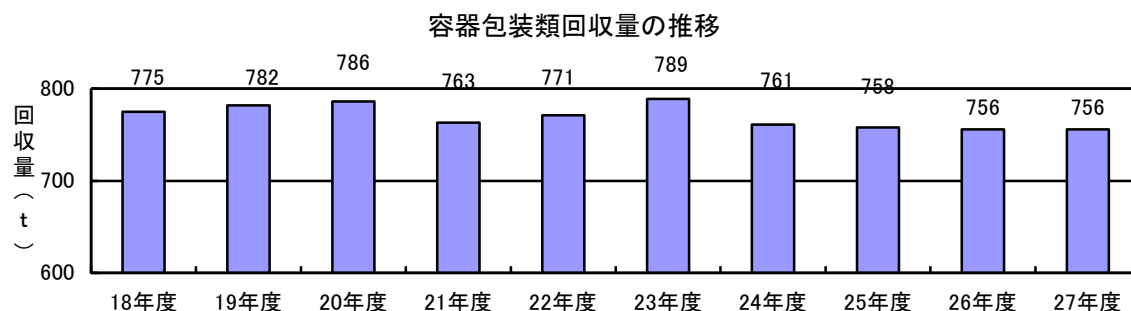
資源回収奨励金 12,077 (千円)

資源回収売捌金 17,207 (千円)



決算額 95,867 (千円) [資源回収の充実：くらし安全課→環境課]

・容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装類の分別収集を実施している。平成27年度の回収量は756t。



収集運搬費用	25,966,445 円	
処理費用	32,595,319 円	
再商品化合理化拠出金	1,198,771 円 (売り捌き金)	決算額 57,363 (千円)

[容器包装リサイクル法に基づいた、その他プラスチック製容器包装の分別収集事業：くらし安全課→環境課]

● リユース・リサイクル製品の率先使用

・「16-1 省資源・省エネルギーの推進、省資源・省エネルギー、再利用化の推進」再掲 (P43)

[グリーン購入推進事業：くらし安全課→環境課]

・「17-1 廃棄物の減量とリサイクルの推進、ごみの減量化・再資源化運動の推進、資源有効活用の奨励」再掲 (P45)

[建設事業におけるリサイクルの推進：道路課・建築開発課・関係各課]

● 学校からの生ごみの資源化を推進

・中丸東小学校の生ごみ処理機について、保守等維持管理に課題はあるが、引き続き積極的な活用に努める。

[生ごみたい肥促進事業：教育総務課]

● リサイクル活動の推進

・牛乳パックを回収するため市内公共施設 12 箇所に回収箱等を設置し、拠点回収を行った。平成 27 年度の回収量は 2 t。なお、平成 27 年度から小中学校においては独自に回収を行っている。

牛乳パック売上金 決算額 10 (千円) [牛乳パック回収事業：くらし安全課→環境課]

● ごみ処理広域化

・鴻巣行田北本環境資源組合では、ごみ処理広域化に向け、鴻巣市、行田市、北本市の 3 市全体のごみ減量目標や新たに建設するごみ処理施設について定める「一般廃棄物処理基本計画 (案)」及び「広域処理に向けた基礎調査報告書 (案)」を策定し、パブリックコメントを実施した。また、平成 27 年度中に住民説明会と地元懇談会をそれぞれ 3 回ずつ行った。

鴻巣行田北本環境資源組合ホームページ [http://www.k-ichikumi.jp/]

[ごみ処理広域化事業：鴻巣行田北本環境資源組合]

第3節 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

19 地球環境問題への取り組み

平成27年（2015）度までの目標

- ① 地球規模の環境問題に関する情報を提供します。
- ② 市庁舎における温室効果ガス排出量の把握と低減措置を推進します。
- ③ オゾン層破壊物質の回収を推進します。
- ④ 酸性雨対策を推進します。
- ⑤ 熱帯材使用抑制、代替材使用などを推進します。
- ⑥ 家庭部門での地球温暖化対策の推進に向けた第1歩として1世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成2年（1990）度レベルより6%削減を目指します。
その後、他の部門での削減や国・県と連携により、市域からの温室効果ガス排出量の一層の削減を進めます。

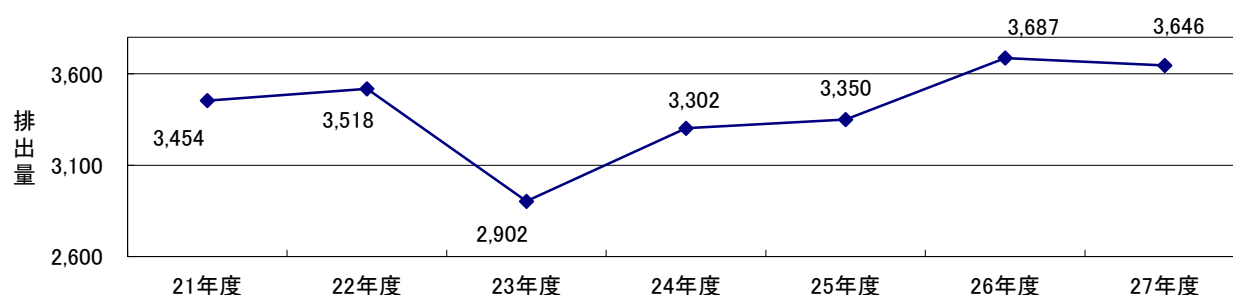
目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③	④	⑤	⑥
	C	H26	C	B	A	C	C	C
		H27	C	B	A	C	C	C

現況と課題

地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨等の地球環境問題はますます深刻化しています。これらの問題を解決するためには、大量生産・大量消費といった現在の社会を、循環型社会に変えていく必要があります。

温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂



注) 上のグラフは、北本市の主要施設における事務事業に係る温室効果ガス排出量の推移を表わしたものです。

平成18年度地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく排出係数による。

各課個別事業の取組状況

1 地球温暖化防止対策の推進

- 地球温暖化効果ガスの発生抑制／省エネルギーの推進／新エネルギーの導入
 - ・市の事務事業において、引き続き ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムを運用し、環境負荷の低減を図った。また、北本市独自の新たな環境マネジメントシステムについての検討を行った結果、平成27年度末をもってISO14001 の認証を取下げることとした。

[環境マネジメントシステムの運用：くらし安全課→環境課]

・「16-2 省資源・省エネルギーの推進、新エネルギーの導入」再掲（P43）

[住宅用創・省エネルギーシステム設置費補助事業：くらし安全課→環境課]

・地球温暖化防止活動（節電）を支援するために、節電コンテストを夏季と冬季に開催した。平成27年度は電気量削減の部門に加えて、夏季は新たにグリーンカーテン部門を開催した。夏季は41名（グリーンカーテン部門12名を含む）、冬季は28名の参加があった。

[地球温暖化防止啓発事業：くらし安全課→環境課]

● 雑木林の保護・保全

・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19～20）

[北本中央緑地整備事業・保護地区・保護樹木等の指定：都市計画課]

[ふるさと埼玉の緑を守る条例の活用：都市計画課→環境課]

2 オゾン層破壊防止対策の推進

● フロンガスの発生抑制

・平成27年4月から施行されたフロン排出抑制法に対応するため、各部署へ情報提供を行った。

[フロンガス回収の推進：くらし安全課→環境課]

3 酸性雨対策の推進

● 自動車排出ガス対策の推進・自動車交通対策の推進

・「10-1 空気の清浄さの維持、自動車排出ガス対策の推進」再掲（P36）

[公用車両の低公害車導入・公用車のアイドリング・ストップ運動：総務課] [大気汚染監視事業：くらし安全課→環境課]

4 その他、地球規模の環境問題に対する対応

● 熱帯材の使用抑制

・具体的な事業（北本市中丸学童保育室及び南学童保育室整備工事）において、熱帯材型枠の使用を削減し、各種代替型枠の使用を促進することを指示した。

・併せて同工事において、違法伐採材と熱帯材の現在の状況を把握するとともに、使用を指導した。

[熱帯材の使用抑制事業：建築開発課]

2.0 環境教育・環境学習の振興

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境に関わる市民の自主的な勉強会などの支援制度を整備します。
- ② 市民の人材登録による人材活用と、環境づくり活動のリーダー育成を支援します。
- ③ 埼玉県自然学習センターなどと連携した環境教育・環境学習を推進します。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②	③
	C	H26	C	C	B
		H27	C	C	B

現況と課題

自然と共生する持続的発展が可能な循環型社会を構築していくうえで、市民の環境に対する理解と知識を高めるためには環境教育・環境学習は大変重要です。小・中学校では、環境教育が進められており、一般市民に向けては環境をテーマとした学習の機会を増やしていく必要があります。

各課個別事業の取組状況**1 学校における環境教育・環境学習の推進**

● 学校における環境教育・環境学習の充実

- ・環境教育全体計画に基づいて、全小・中学校の各教科、総合的な学習の時間等で環境学習を推進した。また、地域の人材や自然学習センターなど関係施設等を積極的に活用した環境学習にも取り組んだ。
- ・石戸小学校では、本年度も「高尾宮岡トラスト地」において、棚田プロジェクトを実施し、地域との協力のもと、環境に関する体験学習を行った。
- ・小学校社会科副読本を通して、環境問題への取り組みについて学習する機会を設けた。
- ・副読本検討委員会を立ち上げ、社会科副読本「きたもと」を作成し、その中の章「住みよいくらしをささえる」において、市内で利用する水の水源と浄水場についてやごみ処理について取り上げ、身近な話題から環境について考えられるよう工夫した。

[環境教育・環境学習の強化・推進の検討：学校教育課]

- ・小学校生活科の学習で、校外の自然環境のなかでの遊びを通して、自然環境に親しむ学習を展開した。
- ・各小・中学校の「総合的な学習の時間」の年間指導計画に従い、「環境」「地域」等をテーマに取り上げ、北本の自然環境に関する調べ学習を行った。

[自然環境を利用した体験学習：学校教育課]

- ・「3-4 豊かな農地の保全と創造、農地を利用した環境教育・環境学習の推進」再掲（P24）

[体験農場事業：学校教育課]

- ・「EM菌」の活用について、引き続き様々な分野において実践を重ねた。市内の小・中学校では、プールの水の浄化のために活用した。また、トイレ清掃、石鯰づくりに活用した。各学校にて継続的に活用している。

[教職員の環境研修事業：学校教育課]

- ・「7-2 野生生物の保護、ピオトープづくり」再掲（P30）

[学校ピオトープ整備事業：学校教育課]

2 市民等に向けた環境教育・環境学習の推進

● 市民等に向けた環境教育・環境学習機会の充実

- ・市役所出前講座に、
 - 「ごみのゆくえ ～ごみの減量化とリサイクルを推進しよう！～」（対象：小学生以上）
 - 「地球温暖化のはなし ～ここまで深刻！！あなたは何か出来ますか？～」（対象：中学生以上）
 - 「環境マネジメントシステム（ISO14001）～環境パフォーマンスの継続的な改善～」(対象：一般向け) を設けた。平成27年度は「ごみのゆくえ ～ごみの減量化とリサイクルを推進しよう！～」について1件依頼を受けた。

[市民等に向けた環境教育・環境学習機会の充実：生涯学習課]

2.1 情報の提供

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境年次報告書を作成・公表を進めます。
- ② インターネットのホームページにより環境情報を定期的に提供します。
- ③ 広報等を活用した環境情報の提供を実施します。
- ④ 将来に向けて保全していきたい環境資産マップを作成します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③	④
進捗状況	B	H26	A	B	A	D
		H27	A	B	A	D

現況と課題

市では、北本市情報公開条例に基づいて情報公開を行っています。また、広報「きたもと」やホームページにより環境情報の提供や市の取組について公表を行っております。

市民一人ひとりが環境に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造に向け行動することができるように、環境情報を公開、発信していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 環境情報の収集

● 市民意識の把握

「市長への手紙」を通して、市政に対する意見・要望等を聴取し、市民の市政に対するニーズを把握した。また、聴取した意見・要望については、本人に回答するとともに、ホームページで公開した。（「市長への手紙」187件中、環境・公害等に関するものは14件）

[市長への手紙：秘書広報課→企画課]

2 環境情報の提供

● 環境情報の公開

・北本市環境基本条例に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策・事業を公表するため、計画に位置付けられた施策・事業の取り組み状況や実績などを調査し、結果をまとめ、施策・事業の取り組み状況や計画の進捗度などを記載した年次報告書を作成、ホームページ等で公表した。

[環境基本計画年次報告書の作成：くらし安全課→環境課]

・第二次北本市環境基本計画の策定のため、市民・事業者・小学生の親子アンケートの実施や、環境審議会及び環境保全団体との勉強会を開催して環境の状況を調査・整理した。結果はホームページ等で公表した。

[第二次北本市環境基本計画の策定事業：くらし安全課→環境課]

・情報公開制度については、広報「きたもと」や市のホームページにより周知を図っているが、環境に関する情報公開については、平成27年度は0件であった。

[情報公開制度の運営：総務課]

● 環境情報の発信

ホームページを定期的に見直し、環境情報の掲載に努めた。また、広報「きたもと」への掲載により市民への環境情報の発信に努めた。

平成27年度広報「きたもと」の主な環境関連掲載記事

掲載号	掲載内容
4月号	住宅用創・省エネルギーシステム設置費補助
5月号	新たなごみ処理施設の建設候補地について
6月号	特集：圏央道・デマンドバス等の交通利便性について
7月号	きたもと節電コンテスト2015夏
11月号	浄化槽維持管理について
12月号	第二次北本市環境基本計画（案）のパブリックコメント きたもと節電コンテスト2015冬
3月号	リサイクル市民農園について

[環境情報等の公表：くらし安全課等→環境課等]

2.2 市・市民・事業者・民間団体の協働（パートナーシップ）

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民による環境保全活動の支援制度を整備します。
- ② 環境保全に関する市民団体の育成・連携を促進します。
- ③ 市民・事業者・民間団体の行動指針を作成します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②	③
進捗状況	C	H26	B	C	C
		H27	B	C	C

現況と課題

現在、市民や民間団体によって環境の保全活動等が自主的に行われています。環境問題を解決していくためには、市・市民・民間団体・事業者等が連携して取り組んでいくことが必要です。

各課個別事業の取組状況

1 環境保全活動への支援・2 市・市民・事業者・民間団体の連携

● 環境保全活動への支援

- ・「1-1 自然環境の保全と創造、雑木林や屋敷林、湧水や谷津の保護・保全」再掲（P19・21）

[協定雑木林の維持・管理事業・雑木林に親しむ集い・環境保全活動等への支援：都市計画課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、農業支援策の構築」再掲（P23）

[農業後継者団体への支援：産業観光課→産業振興課] [ごみ減量等推進市民会議活動支援事業：くらし安全課→環境課]

- ・「3-2 豊かな農地の保全と創造、生産者と消費者の交流事業」再掲（P24）

[「菜の花まつり」への支援：産業観光課→産業振興課]

- ・「9-2 豊かな都市景観の創造、清潔なまちづくりの推進」再掲（P34）

[公共施設の里親制度の実施：協働推進課→くらし安全課]

本報告書に掲載されている主な環境保全活動市民団体

団体名	活動内容	会員数	掲載ページ
北本雑木林の会	協定雑木林の維持管理、北本中央緑地指定管理者	38	19
トラスト8号地里山保存会	トラスト8号地内の田んぼや周辺の里道の管理	34	20
高尾カタクリ保存会	カタクリ等の自生地管理・保存	12	21
城ヶ谷堤桜保存会	桜の管理、育成及び普及	24	21
北本市ごみ減量等推進市民会議	ごみ減量化・再資源化の促進・意識改革の推進	501	23
北本市景観作物振興会	農業振興・環境保全・観光・菜の花まつり	39	24
北本菊花愛好会	菊の普及・啓発・育成、菊まつり支援	21	28

2.3 国・県や他の地方公共団体との連携

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市民等から市への、市から県や国への要望書の内容と結果について公表・周知します。
- ② 河川や大気など、広域的取り組みが重要な環境問題に関して、近隣自治体と定期的な協議を行います。

目 標 進捗状況	総合評価	目標番号	①	②
	B	H26	A	B
H27		A	B	

現況と課題

大気や水質、地球環境問題など、市域での取り組みだけでは補いきれない環境問題が数多くあります。これらの広域の問題について、国・県や周辺の地方公共団体と連携して解決に向け取り組む必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 国・県との連携・2 他の地方公共団体との連携

- 広域的視点が必要な課題への取り組み／共通課題への取り組み
 - ・環境行政等の情報交換及び調査・研究等を目的に県内市町村等が組織する団体に参加し、情報の収集や研修に参加した。また、団体から国・県への要望を行った。

[行政機関が構成する協議会等への参加：くらし安全課→環境課]

北本市が加入する環境関係協議会等

協議会等	構成
埼玉県環境事務研究会連合会	県内60市町村
埼玉県中部地域環境事務研究会	県内8市町
埼玉県清掃行政研究協議会	県内63市町村を含む84団体
埼玉県中央荒川クリーン協議会	県央域市町・国・県・警察等8機関

2.4 環境影響評価の推進

平成27年（2015）度までの目標

- ① 環境影響評価制度づくりを検討します。
- ② 開発行為に際して、計画段階における環境影響評価を実施します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	D	H26	D	D
		H27	D	D

現況と課題

国では、平成9年に「環境影響評価法」を制定し、大規模な開発事業全般について環境影響評価を実施するよう定めています。県では環境影響評価条例を制定しており、市としても環境影響評価のあり方を検討する必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 国・県の環境影響評価制度の活用

- 国・県の環境影響評価制度の適切な運用
 - ・国・県の環境影響評価制度の対象となる開発事業については、法律・条例に基づき、事業者へ指導を行う。平成27年度は該当事業なし。

[国・県の環境影響評価制度の適切な運用：都市計画課・建築開発課ほか]

2 市の環境影響評価制度の整備

- 市環境影響評価制度づくりの検討
 - ・現在、民間開発時には、市の開発指導要綱に基づき、市と開発業者の間で開発内容の事前協議を実施し、環境への負荷の軽減に配慮するよう求めてきたが、協力要請が主な内容であった。そこで、環境基本計画の改訂のなかで「土地利用・開発事業等環境配慮基本指針」を定め活用に努めた。

[市環境影響評価制度づくりの検討：くらし安全課→環境課]

2.5 環境監査の普及

平成27年（2015）度までの目標

- ① 市庁舎及び文化センターにおいて、ISO14001 認証に基づく取り組みを実施し、実施内容や結果などを市民へPRします。
- ② 市内事業所における環境マネジメントシステム等の認証取得を支援します。

目 標	総合評価	目標番号	①	②
進捗状況	C	H26	A	D
		H27	A	D

現況と課題

市では、平成13年4月11日にJQA（日本品質保証機構）によるISO14001の認証を取得し、約15年間認証を継続し、平成28年3月31日に返上しました。今後は、新たな環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮していきます。また、市内の事業所についてもISO14001やエコアクション21の認定取得を支援していく必要があります。

各課個別事業の取組状況

1 市の環境監査推進

- 市のISO14001認証に基づく取り組みの実施

・「19-1 地球環境問題への取り組み、地球温暖化防止対策の推進」再掲（P49）

[ISO14001 認証取得・運営：くらし安全課→環境課]

2 事業所の環境監査支援

- 事業所の環境マネジメントシステムの導入支援

・市内事業所等に対して、環境マネジメントシステムの構築に関する相談体制を整えている。

[環境マネジメントシステム構築・支援：くらし安全課→環境課]

■資料

- ・ 第一次北本市環境基本計画の最終年度における総括報告
- ・ 北本市環境基本計画「年次報告書」（平成28年度版）について（諮問）
- ・ 北本市環境基本計画「年次報告書」（平成28年度版）について（答申）
- ・ 北本市環境方針
- ・ 北本市環境マネジメントシステムの概要と取組内容
- ・ グリーン購入実績
- ・ 第3次北本市地球温暖化対策実行計画の取組状況
- ・ 平成27年度河川・用排水路等水質分析結果
- ・ 用語解説

第一次北本市環境基本計画の最終年度における総括報告

市では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年3月に「第一次北本市環境基本計画」を策定した。また、平成20年3月には、環境の変化や施策をより効果的に推進するため、当計画の改訂を行い、柔軟かつ積極的な環境行政を進めてきた。

この「第一次北本市環境基本計画」に基づき環境の保全及び創造に関して講じた施策については、毎年「年次報告書」を作成し、公表しているが、平成27年度末をもって計画が終了するため、「第一次北本市環境基本計画」を総括し、ここに報告する。

1 環境基本計画における「望ましい環境像」

緑豊かな自然と共生する安全で健康的な文化都市・北本

2 全体的な評価

・年次報告書により点検・評価をすることで、少しずつではあるが、目標に向け各施策・事業が進み、93項目のうち、約半分の目標において成果をあげている（A評価及びB評価）。なお、目標に向けて事業が進んでいるもの（C評価）を含めると、約7割に到達する。（グラフ参照）

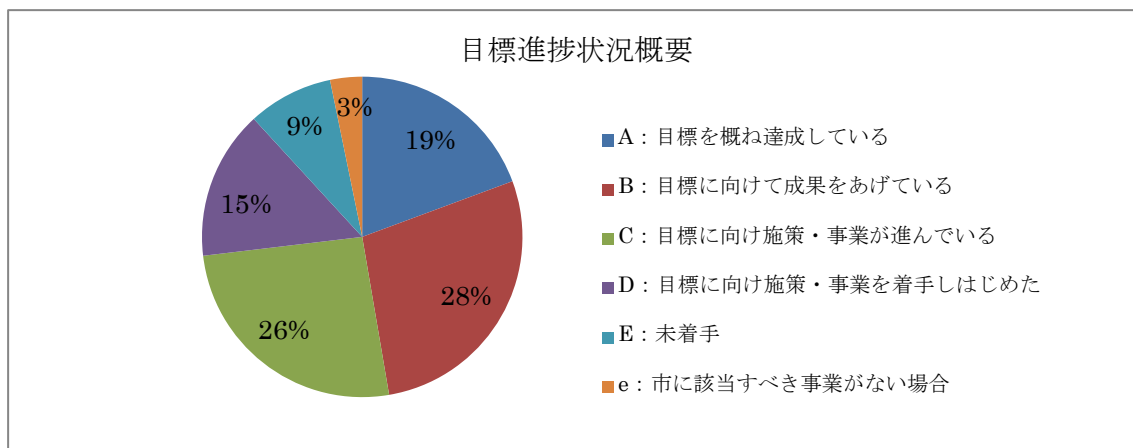
・環境基本計画の認知度が低い。また、年次報告書についても、毎年点検・評価をし、公表してきたが、市民の関心を得ることができていない。広く周知する方法や手段を検討していく必要がある。

・複数の事務事業が関連する施策・事業について、一部で環境改善している事業があっても評価に反映されない場合があった。

・目標の設定は、可能な限り数値化することが必要であるが、目標によっては数値化することが困難なものもあり、評価するにあたっての明確な基準について検討する必要がある。

・環境教育や啓発事業などのソフト事業については、ほぼ達成できたが、公園整備や緑化推進などの費用のかかるハード事業については、達成が困難であった。

・社会情勢等の変化により環境問題も大きく変わる。目標を達成するには、状況に応じた柔軟な対応・対策を講じる必要がある。



2 長期的な目標別分析

長期的な目標 1 自然と人間の共生する環境

・市街地に残る雑木林をはじめ、荒川や荒川沿いの谷津のある里山、農地や社寺林・屋敷林は、貴重な自然環境であり、多様な生物が生息し、北本自然観察公園が整備されるなど、市民の自然とのふれあいの場となっている。また、JR 高崎線沿いの北本中央緑地の雑木林をはじめ、高尾宮岡ふるさとの緑の景観地（埼玉県緑のトラスト保全 8 号地）などの自然は、市民参加型で整備や管理、自然とのふれあい活動などが進められている。

・雑木林などの緑地の多くは民有地にあり、宅地開発や市街地整備などに伴い、農地や雑木林は減少している。また、上尾道路の整備や圏央道インターチェンジ周辺などの開発、相続税との関係で減少する可能性も高い。今残されている雑木林などの自然を守り育み、住宅地や市街地の緑化などにより、緑のネットワーク形成を進め、生物多様性の保全と緑豊かで魅力あるまちづくりを進めていくことが課題となる。

長期的な目標 2 環境への負荷の少ない地域社会の実現

・生活環境はおおむね良好に保たれている。光化学スモッグやPM2.5、原発事故に伴う放射線量、水質汚濁などの広域的な環境汚染への監視をはじめ、騒音や悪臭、土壌・地下水汚染、有害化学物質への注意など、安全・安心に係る情報の整備と提供が継続的に必要となる。

・ごみ処理（中間・最終）を市外に頼っているため、市民・事業者との協働によりごみ減量・資源化を進めてきた。また、鴻巣市・行田市との広域処理への移行が進められ、今後も一層の4Rの推進によるごみの減量・資源化が求められる。

・省資源・省エネルギーについては、市民・事業者とも日常生活や事業活動での取り組みが向上している。また、公共施設への自然エネルギーや省エネルギー施設の導入、住宅への設置補助が進められている。

長期的な目標 3 地球環境を守る地域からの取り組みの推進

・地球温暖化対策に向けては、省資源・省エネルギーの普及啓発を進めている。しかし、市内からの温室効果ガスの排出は、家庭や自動車利用に伴う排出量が増加し、市内からの排出量の6割以上を占めていることから、これらの部門からの削減が課題となる。

・環境教育・環境学習については、埼玉県自然学習センターをはじめ、北本中央緑地や高尾宮岡ふるさとの緑の景観地などで民間団体との協力で進められている。今後は市民の自主的な環境学習の推進や環境づくりに係るリーダー育成が課題となっている。

・市民との協働による環境づくりは、ごみ減量等推進市民会議や民間団体の協力により進められている。一層の推進に向けては、幅広い民間団体や市民・事業者によるネットワークづくりが必要になる。

北市環発第2061号
平成28年9月29日

北本市環境審議会
会長 堂本 泰章 様

北本市長 現王園 孝昭

北本市環境基本計画年次報告書（平成28年度版）について（諮問）

北本市環境基本条例（平成10年条例第24号）第9条の規定に基づき、北本市環境基本計画年次報告書（平成28年度版）について、貴審議会の意見を求めます。

—平成 28 年度版に差し替え予定—

北環審収第 2 号

平成 28 年 1 月 22 日

北本市長 現王園 孝昭 様

北本市環境審議会
会長 堂本 泰章

北本市環境基本計画「年次報告書」（平成 27 年度版）について（答申）

平成 27 年 9 月 29 日付け〔北市く発第 2061 号〕で諮問のあった標記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

答 申

本年は、本市にもゆかりのある北里大学特別栄誉教授の大村博士がノーベル医学・生理学賞を受賞されました。研究成果のなかでも土壌中の微生物から治療薬を開発し、アフリカ中部を中心とした多くの人々の命を救うことにつながった功績は大変素晴らしいものです。また、それだけにとどまらず、土壌中から 42 新種の微生物を発見し、それらを含む微生物から 470 種余りの新規物質を発見し、その中の 26 種の天然物またはそれらの誘導体は、医薬・農薬あるいは生化学研究用試薬として使われ、人類の福祉と健康の向上に多大な貢献をしています。

こうした研究成果からも、生物の持つ秘められた機能について、改めて大きな可能性を感じるころであります。多様な生物の生息場所としての環境を守り、生物多様性を保全することは、私たちの生活を豊かにすることに繋がります。本市においても、雑木林をはじめとした我々の身近な環境を再評価し、保全・創造していくことが望まれます。

こうしたなか、平成 12 年に策定し、20 年に改訂した北本市環境基本計画の計画期間が今年度で終了となります。この間、環境行政は少しずつですが確実に推進されてきました。また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故をきっかけにエネルギーのあり方が見直され、市民や事業者等の環境意識にも大きく影響を与えることとなりました。しかし、このような状況でありながら、行政と市民、事業者との連携がまだまだ薄く、協力体制の構築が課題とされています。環境の取り組みをさらに前進させるためには、それぞれの役割や連携が必要不可欠です。環境審議会としても誰にでもわかりやすい情報発信に努めていくとともに、行政側に

－平成 28 年度版に差し替え予定－

も次のとおり提言いたします。

- 1 計画期間終了にあたり、現行の北本市環境基本計画の評価分析を正確にすること。
- 2 環境にかかわる問題や現状について、市民に対し積極的でわかりやすい情報発信をするとともに、市民・事業者・民間団体との協力体制の構築を検討すること。
- 3 環境行政を統括する専任の人員を配置し、環境行政の一層の推進を図ること。

<参考>

北本市環境審議会審査経過

年 月 日	概 要	備 考
平成 27 年 9 月 29 日	第 3 回北本市環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 27 年度版）について （諮問）	出席委員 9 名
平成 28 年 1 月 14 日	第 5 回北本市環境審議会 ・環境基本計画年次報告書（平成 27 年度版）について （答申）	出席委員 11 名

北本市環境方針

〔基本理念〕

北本市は、武蔵野の雑木林や荒川の清流などが残された自然の息吹あふれる環境に恵まれたまちです。

私たちは、過去から受け継いできた豊かな自然環境を守り、その実りを享受するとともに、将来の世代に継承すべき責務を有しています。

しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄といった現在の社会経済活動や自動車中心の社会によりもたらされる便利で豊かな生活は、地域の自然環境のみならず地球温暖化やオゾン層破壊、酸性雨等の地球規模の環境問題を引き起こしています。

そのため、残されている健全で恵み豊かな自然環境を維持しつつ、地球温暖化をはじめとする環境問題の主要因である車社会からの脱却をも見据えて、私たち自身の生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展が可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

そこで、北本市は、市の望ましい環境像とする『緑豊かな自然と共生する安全で健康な文化都市・北本』の実現を目指し、市民及び事業者の環境に対する意識の高揚や環境管理活動の普及を図るとともに、協働して地球環境に配慮した取り組みを具体的に推進します。

〔基本方針〕

北本市は基本理念を踏まえ、継続的な環境の保全・改善を図り、人と自然に優しいまちづくりを推進するため、次の方針を策定します。

- 1 北本市の事務・事業等の活動の重要性や、それが環境に与える様々な影響を十分認識したうえで、適切な環境配慮を行っていきます。
- 2 環境マネジメントシステムの継続的な改善を実施するとともに、地球温暖化対策及び環境汚染の予防に努めます。
- 3 環境に関する法令、その他の合意事項を遵守します。
- 4 環境に影響を与える主要な要因を改善するため、環境目的及び環境目標を設定し、継続的な見直しを行います。
- 5 職員の環境に対する意識の高揚と、環境方針に沿った活動が継続的に進められるよう、基本理念及び基本方針を文書化し、全職員への周知と研修を行います。
- 6 この環境方針は、本市の環境への取り組みを広く内外に示すため公表します。

平成27年6月25日

北本市長 現王園 孝昭

北本市環境マネジメントシステムの概要と取組内容

- 1 適用規格 ISO14001:2004
- 2 適用範囲 市庁舎及び文化センターにおける事務・事業活動
- 3 審査登録機関 JQA（財団法人 日本品質保証機構）
- 4 認証登録日 平成13年4月11日～平成28年3月31日（認証取り下げ）
- 5 平成27年度の実施内容と結果

（1）日常業務における環境配慮

	取組内容
1	身の回りの書類の精査を行い、不要な書類の廃棄を行う。
2	使用枚数は必要最小限とし、重複資料の作成を抑制する。
3	業務の見直し及び効率的な業務の執行に努め、残業を抑制する。
4	枚数の設定やサイズ等の設定を間違わない。
5	事務所内の整理整頓を行う。
6	職員間で業務を分担し、残業の多い職員の負担を軽減する。
7	お知らせ情報提供などは、データで閲覧するなど、紙出力を減らす。
8	不用となった用紙は、裏面に印刷したり、メモ用紙として使用する。
9	空調機の運転時間及び適正な室内温度（冷房 28℃、暖房 20℃）を順守する。
10	会議資料の作成は最小限とする。

（2）環境設備等における適正管理

設備等	担当部署
特別管理産業廃棄物（PCB）の保管・管理	総務課・文化センター
医療廃棄物の管理	健康づくり課
冷温水発生器・冷却塔・送排風機の使用	文化センター

（3）所掌事務の改善における環境配慮

項目	担当部署
各担当業務における無駄な紙の消費の削減	秘書広報課
不要な書類の廃棄	政策推進課
紙資源およびコピー機使用に伴う電力資源等の削減	協働推進課
窓口・電話相談への対応と相談処理の適切化・迅速化	すぐやる課
時間外勤務の縮減	総務課
残業時間の抑制	財政課
業務の見直し及び効率的な業務の執行に努め、残業を抑制	税務課
口座振替の普及拡大により、納期内納付を拡大し、滞納者数の減少を図ることで督促状や催告書等の書類の削減に繋げる（H26実績は1,485件→H27目標1,500件）	納税課
住民基本台帳カード・個人番号カードの普及促進	市民課
受信するメールにおける不要文書の印刷抑制による紙の使用量の削減	くらし安全課
商工・観光・農業に関する情報発信の向上	産業観光課
生活保護受給者の「就労による廃止」について、前年度比10%増加	福祉課

障害者福祉を中心としたサービス、制度等をまとめた「北本市保険福祉ガイドブック(平成27年度版)」の作成	障がい者福祉課
印刷用紙の使用の前年度比10%削減	こども課
ノー残業デーを徹底し、時間外の抑制	高齢介護課
身の周りの書類の精査・不要な書類の廃棄	保険年金課
書類の精査、不要書類の廃棄	健康づくり課
緑地保全 雑木林の再生事業	都市計画課
圏央道に関する情報提供	南部地域整備課
申請者への適切な指導により申請書の補正や再提出を減らし、紙の使用量及び職員の残業時間を前年度比5%削減	建築開発課
街灯(防犯灯)を省エネ効果及び耐久性のあるLEDタイプの照明に交換	道路課
コピー・プリンター使用量の前年度比10%削減	下水道課
全庁的な会計処理の適正化と効率化	会計課
お知らせや情報提供などは、データで回覧し、紙出力の削減	議会事務局
コピー・プリンター用紙の使用量の削減	教育総務課
縮小印刷や両面印刷の実施による用紙の使用量の削減	学校教育課
市民大学きたもと学苑のWeb上での申込の推進	生涯学習課
身の回りの書類を精査し、不要な書類を廃棄。保存文書の削減。	体育課
一人当たりのエネルギー削減のため、平成26年度以上の利用者を目指す	文化センター
室内の整理整頓による不要な書類・物品の廃棄	選挙・監査委員事務局

グリーン購入実績

平成27年度版グリーン購入ガイドラインに基づいたグリーン購入に努めた。

分類	対象分類	平成27年度目標	平成27年度実績
A	用紙類、衛生紙類、文具事務用品類、自動車、納入印刷物	ガイドラインに基づいた購入率100%	ガイドラインに基づいた購入率99%
B	機器類、OA機器、家電製品、蛍光灯、インテリア、寝装寝具、制服、作業服、作業手袋	ガイドラインに基づいた購入率90%	ガイドラインに基づいた購入率100%

※品目数等は「平成26年度版 北本市グリーン購入ガイドライン」による。

※グリーン購入対象範囲は北本市の全機関であるが、実績は北本市環境マネジメントシステムの点検による市庁舎・文化センターの数値である。

平成27年度ISO14001全体目標の結果

1 市庁舎の目標

目的	目標	平成26年度			平成27年度			前年度比増減量	前年度比増減率 (%)	
		上期	下期	年度	上期	下期	年度			
電気使用量(千kwh)の削減	(データ抽出期間)	290	354	644	324	329	653	9	1.4	-
都市ガス使用量 (m ³)の削減	(データ抽出期間)	17,123	18,957	36,080	19,579	16,489	36,068	-12	0.0	-
水道使用量 (m ³) の削減	(データ抽出期間)	1,647	1,645	3,292	1,524	1,597	3,121	-171	-5.2	-
用紙使用量の削減 (万枚)	平成26年度以下(332万枚以下)※1	165	167	332	157	167	324	-8	-2.4	達成
ごみの減量とリサイクルの推進 (kg)	平成24年度以下(2,847kg以下)	2,024	2,030	4,054	1,636	1,497	3,133	-921	-22.7	未達成 ※2

※1 用紙のカウント方法は、枚数(両面1枚のカウント)の数値です。

※2 ごみの廃棄量は、目標値(平成24年度2,847kg)より286kg多い。

《目標設定理由》

用紙使用量の削減：第3次地球温暖化対策実行計画の平成30年度までの目標を平成26年度で達成したため、現状維持を目標とした。

ごみの減量とリサイクルの推進：第3次一般廃棄物処理基本計画の平成27年度目標とした。

未達成項目の原因と対応

項目	原因	対応
ごみの廃棄量	分別が徹底されていないため	リサイクルボックスを有効活用する

2 文化センターの目標

目的	目標	平成26年度			平成27年度			前年度比増減量	前年度比増減率 (%)	
		上期 下期	年度	一人当たり	上期 下期	年度	一人当たり			
電気使用量(千kwh)の削減	一人当たり使用量 平成26年度以下	247 253	500	1.88	285 232	517	2.02	0.13	7	未達成
都市ガス使用量 (m ³)の削減		21,612 23,432	45,044	0.17	27,178 18,781	45,959	0.18	0.01	6	未達成
水道使用量 (m ³) の削減		3,026 2,449	5,475	0.02	2,835 2,331	5,166	0.02	-0	-2	達成
《参考》施設利用者数 (人)		138,852 126,679	265,531		121,655 134,807	256,462		-9,069	-3	

未達成項目の原因と対応

項目	原因	対応
電気使用量	平成27年1月から指定管理者による運営に伴い、開館時間を拡大し、休館日の日数を減らしたため、照明等の利用が増加した。	新たなマネジメントシステムで定期的に使用量を報告してもらい、管理します。
都市ガス使用量	平成27年1月から指定管理者による運営に伴い、開館時間を拡大し、休館日の日数を減らしたため、空調等の利用が増加した。	新たなマネジメントシステムで定期的に使用量を報告してもらい、管理します。

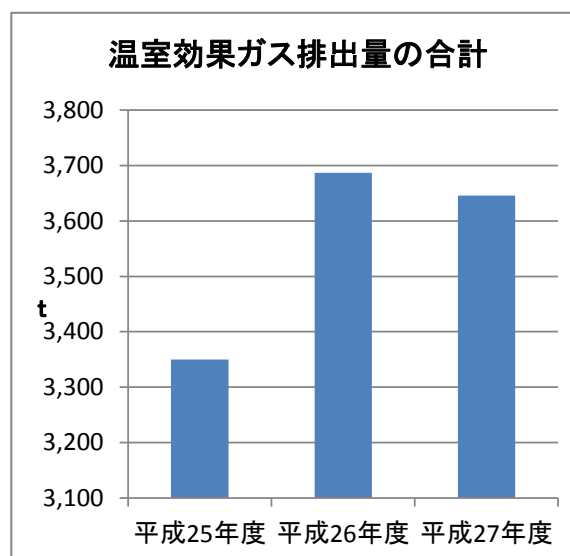
第3次北本市地球温暖化対策実行計画の取組状況

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成25年度に第3次北本市地球温暖化対策実行計画を定め、平成30年度の目標に向け取り組んでおります。

計画の対象施設として、市庁舎、文化センター、児童館、各小中学校、各保育所、児童発達支援センター、各地区公民館、公園管理事務所、久保土地区画整理事務所、あすなろ学園、ふれあいの家、総合福祉センター、健康増進センター、体育センター、野外活動センター等が含まれています。

市の全公共施設における温室効果ガスの排出量(t-CO₂)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
温室効果ガス排出量の合計	3,350	3,687	3,646
＜内訳＞			
電気によるCO ₂	2,319	2,693	2,779
ガスによるCO ₂	656	655	691
LPGによるCO ₂	142	132	91
灯油によるCO ₂	41	20	20
重油によるCO ₂	148	132	34
軽油によるCO ₂	2	1	1
公用車関連によるCO ₂ (ガソリン、走行距離、エアコン)	42	54	30



＜目標別結果＞

目標値：平成30年度までに平成27年度比1.8%削減

温室効果ガス排出量 (t-CO₂)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (基準年度)	平成30年度 (目標年度)
市庁舎 文化センター 児童館	新庁舎建設等の影響を把握する			896	879.5

目標値：平成30年度までに平成24年度比3%削減

温室効果ガス排出量 (t-CO₂)

	平成24年度 (基準年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成30年度 (目標年度)
その他の公共施設	2557	2627	2857	2750	2480

平成27年度 河川・用排水路等水質分析結果

採取日 平成28年1月28日

採取場所及び採取日	分析項目及び単位	谷田用水路		梅沢水路	江川（勝林水路）			城ヶ谷堤	荒川	基準値*
		鴻巣境	桶川境	桶川境	鴻巣境	鴻巣境	桶川境	下水路	鴻巣境	
		宮内4	朝日1	中丸8	本町8	本町4	下石戸上	桜堤	高尾橋	
pH		7.0	7.3	8.7	6.9	7.0	7.1	7.3	7.8	6.5~8.5
BOD	mg/l	2.9	14	1.2	2.0	2.4	3.2	1.0	1.4	3以下
SS	mg/l	2.1	13	1.0	1.3	不検出	2.4	2.4	4.0	25以下
DO	mg/l	9.4	7.0	19	6.9	9.6	7.5	11	13	5以上
Cd	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.003以下
CN	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	検出されないこと
O-P	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	—
Pb	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.01以下
Cr ⁶⁺	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.05以下
As	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.01以下
T-Hg	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.0005以下
T-N	mg/l	—	5.0	4.8	—	—	5.9	—	2.6	—
T-P	mg/l	—	0.23	0.18	—	—	0.30	—	0.11	—
トリクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.01以下
ノルマルヘキサン抽質物質	mg/l	—	0.9	不検出	—	—	0.8	—	不検出	—
陰イオン界面活性剤	mg/l	—	0.23	0.07	—	—	0.17	—	不検出	—
ジクロロメタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
セレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
気温	℃	14.5	11.2	9.3	5.3	9.8	9.0	13.0	14.2	—
水温	℃	10.4	10.3	10.5	11.3	13.0	10.2	6.0	6.3	—
臭気		藻臭	藻臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	藻臭	—
色相		微黄緑色	淡黄白色	微黄緑色	無色	無色	淡黄緑色	淡黄緑色	微黄色	—
透視度	度	100	92.0	100	100	100	100	100	100	—

※基準値（環境庁告示第59号別表1・2より）pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の基準は類型Bを記載した。

※梅沢水路は水源が北本市内のため、鴻巣境は調査を実施していない。

用語解説

〔あ行〕

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた、企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格のことです。

アイドリング

駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることです。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物であり、主成分は、珪酸マグネシウム塩で蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別されます。主な産出国はカナダ、南アフリカ、ロシアなどです。

アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されてきましたが、生体に対しては、気道系を通じて肺に滞留、沈着し、肺繊維症のほか、肺がん、中皮腫の原因になることが認められています。日本では、大気汚染防止法により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになりました。

健康影響 石綿を吸ってから長い年月を経てから症状が出てくることが多く、特に悪性中皮腫は、肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜などにできる悪性腫瘍で、20～50年という長い潜伏期間の後、発病することが多いとされています。

硫黄酸化物(SO_x)

主に二酸化硫黄(SO₂)や、三酸化硫黄(SO₃)等の硫黄が酸化した物質の総称のことで「大気汚染防止法」(昭和43(1968)年)では、ばい煙の一種類として規定しています。石炭、石油等の化石燃料の燃焼によって発生し、せきや呼吸困難、気管支炎等を起こすなど、呼吸器系にとって有害であるほかに、酸性雨の原因の一つになっています。

一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。主に自動車から排出され、生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約210倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどい時には、窒息に至る場合もあります。

EMボカシ(EM発酵資材)

EMで有機物(米ヌカ、油カスなど)を発酵させたもののことをいい、一般でいうボカシ肥料と同じようなものです。発酵過程でEMを増殖させ、その密度を高め、ほ場では有機物がEMを増殖させる餌となります。

EPN

有機燐化合物の一種です。※有機燐化合物「O-P」……パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNの物質を指す → 農薬

オゾン層

地表から20～25キロメートルの上空にある、オゾンが高濃度に存在する大気層のことです。オゾンは生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収しています。

温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表から放出される赤外線を受取り、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表の温度を高める効果をもつガスのことです。二酸化炭素が代表として挙げられます。

〔か行〕

街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲で一箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置するものです。

化学的酸素要求量(COD)

水の汚れを示す指標の一つで水中の有機物質の濃度を表し、この値が大きいほど水が汚れています。

合併処理浄化槽

し尿に加えて、台所、風呂、洗濯等からの生活排水を戸別にまとめて処理する装置のことです。

カドミウム(Cd)

銀白色の軟らかい金属で、メッキ、合金等に用いられます。カドミウムを含む水や食品を摂取すると中毒を起こします。

環境監査

環境管理の一連のしくみの中で、自主的な環境管理に関する計画などの点検作業のことです。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもののことです。

環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことです。P（計画）・D（実施）・C（点検）・A（見直し）のサイクルで推進していきます。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1km の範囲内で一箇所当たり面積 4ha を標準として設置するものです。

クロム(Cr)

金属クロムは、空気及び湿気に対して極めて安定で、日用品、装飾品を始めとして広くメッキに用いられます。クロム化合物中、六価クロム(Cr⁶⁺)は猛毒で、皮膚、粘膜の腐食性が強く、これを含む水の摂取が続くと肝臓、腎臓、ひ臓への蓄積が起こります。また、多量に摂取すると、嘔吐、腹痛、けいれん等を起こし、死に至ることもあります。

コンポスト

枯れ木や草、ごみなどによって急速に作られた堆肥のことです。ごみの処分の方法で、集められたごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速堆肥として利用します。

〔さ行〕

サーマル・リサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水などの熱源として利用する。

酸性雨

石油、石炭など化石燃料を消費することによって大気中に放出される硫酸化物中の硫黄分、窒素酸化物の窒素分を凝結核として降る雨のことです。（硫酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大

気中の水分に溶け込み、pHが5.6以下の強い酸性を示す雨)

シアン(CN)

無色で特有の臭気をもち、シアン化合物としては青酸カリ(シアン化カリウム)、青酸ソーダ(シアン化ナトリウム)等があります。化合物によって用途は異なりますが、他の化学物質の原料、触媒、メッキなどの工業分野で使われています。シアン化水素はタバコの煙にも含まれています。

健康影響 無機シアン化合物は、非常に強い毒性を持っています。高濃度のシアン化合物を取り込んだ場合は短時間で死に至ります。また、低濃度のシアン化合物を取り込み続けると、頭痛、めまいなどの症状を起こすとの報告があります。

市民農園

住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園です。ドイツのクラインガルテンが有名です。

生産緑地

広義には田畑、森林、牧野など生産に利用されている緑地です。

狭義には生産緑地法に基づいて指定されている市街化区域内的の緑地です。

生物化学的酸素要求量(BOD)

河川や排水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BODの値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

ゼロエミッション

一産業部門から出る廃棄物を他の部門の再生原料として転換することにより、大気、水等環境への付加を一切なくすことです。1994年に国際連合大学が「ゼロ・エミッション研究機構」を発足させ、国際共同研究事業として研究が進められています。

全窒素(T-N)

水中の窒素分には有機態窒素と無機態窒素があり、その合計のことをいいます。

全リン(T-P)

リンは生物体ではリン酸の形で核酸などを形成しており、代謝されて尿に排泄されたリンの全量を表したものです。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ一箇所当たり面積15~75haを標準として配置するものです。

総水銀(T-Hg)

水銀化合物には有機水銀と無機水銀があります。無機水銀は、公共水域内で有機水銀化しているため、これらの水銀をまとめて総水銀とし、汚染状況を示す基準としています。有機水銀中毒として、水俣病が知られています。

健康影響 水銀は、脳の中に蓄積しやすく、体内で酸化反応を受ける前に脳に移行すると水銀によって中枢神経障害を起こす恐れがあります。有機水銀化合物は、無機水銀化合物に比べ毒性が強いとされています。メチル水銀は神経細胞中のたんぱく質の構造を変えることによって、神経細胞を変性、壊死させると考えられており、特に胎児への影響が大きいとされています。

〔た行〕

第一種兼業農家

農業以外の仕事（会社勤めなど）で収入を得ている農家のうち、農業での収入が全収入の50%以上の農家のことです。なお、農業での収入が50%以下の農家のことを第二種兼業農家といいます。

ダイオキシン類

一般には、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）およびポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称のことです。ダイオキシン類には、塩素の数や配置によりPCDDで75種類、PCDFで135種類の仲間があり、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造等の各過程で非意図的に生成されます。

健康影響 人体に対する影響は、発癌とその他症状です。人における発癌は、化学工場の従事者や、2,4,5-Tの散布をした農夫などの集団で全がん死亡率の上昇が報告されています。また、部位別に呼吸器がん、非ホジキンリンパ腫、軟部組織肉腫等の発生率の上昇が観察されています。過去、西日本において発生した油症では、原因となった米ぬか、患者の体液等からPCDFが検出され、様々な皮膚症状、視力減退、痺れなどの神経症状が観察されました。ダイオキシンの人体影響については未解明な部分が多く、今後とも引き続き毒性試験や人体への影響について調査研究を推進することが重要とされています。

地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。

地区計画

地区計画とは、身近な生活空間について、建築物の建て方のルールや道路、公園などの配置等を地区単位で定める都市計画です。

一般的な建築物のルールを守って建築物を建てた場合でも、周辺と調和しない建築物が建てられることがあります。地区計画を活用すると、地区の実情に合ったより良い居住環境やまち並みを誘導することができます。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）や二酸化窒素（NO₂）等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質の一つとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。

低公害車

低公害性の石油代替エネルギーを利用する自動車のことで、メタノール車や天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車があります。

テトラクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また、常温では揮発性が高い無色透明の液体です。引火性が低く、容易に油を溶かすという性質があります。このため、ドライクリーニングの溶剤として洗濯業で使われたり、精密機器や部品の加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。現在では、代替フロン原料としての用途が最も多くなっています。

健康影響 高濃度のテトラクロロエチレンを長時間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められることがあり、比較的低濃度のテトラクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が現れることがあります。

dB（デシベル）

耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルといい、dB(A)はこの騒音レベルの大きさを表す単位です。わが国では、dB(A)を「ホン」ということもあり、これは全く同じ単位を示しています。

等価騒音レベル

時間的に変動する騒音の、騒音レベルのパワー平均値を表します。

透水性舗装

地下水のかん養や河川への急激な雨水の流出抑制等を図るため、雨水を地下水に浸透させるようにした舗装方法のことです。浸透性舗装ともいいます。

毒性等価係数(TEF: Toxicity Equivalency Factor)

ダイオキシン類は多数の毒性の異なる同族体の混合物として存在します。そこで、個々の同族体の毒性の強さを、最も強い毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)を1として表した係数が毒性等価係数となります。

ダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフランが10種、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシンが7種、コプラナーポリ塩化ビフェニルが12種、毒性があるものとして毒性等価係数を与えられています。

毒性等量(TEQ)

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造の違いなどにより様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して表した濃度のことです。

土地区画整理

未開発の土地や都市施設の未整備な地域において、道路、公園、上下水道などの公共施設を整備し、土地利用増進を図るための事業方式のことです。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観向上を図るために設けられている緑地であり、一箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置するものです。

トリクロロエチレン

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また、常温では揮発性が高い無色透明の液体です。さまざまな有機物を溶かす性質があり、不燃性であるため、機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。今日では、代替フロン原料として需要が増え、金属の洗浄用途を上まわっています。

健康影響 高濃度のトリクロロエチレンを長時間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度のトリクロロエチレンでは頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められます。

〔な行〕

七都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む七都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市)において、電気自動車並びに天然ガス、メタノール、ガソリン、軽油及び液化石油ガスを主たる燃料とし、窒素酸化物等の排出量が指定基準値以下の自動車として指定したものです。なお、八都県市とは、七都県市にさいたま市を加えたものです。

鉛(Pb)

蒼白色の軟らかく重い金属で、大量に摂取すると腹痛、嘔吐、下痢等の急性中毒を起こし、激しい胃腸炎等で死に至ることもあります。

二酸化硫黄(SO₂)

大気汚染物質の一つで、硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。刺激臭のある無色の気体で、1~10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、眼の粘膜に刺激を与え、流涙をきたします。

二酸化窒素(NO₂)

物の燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻やノドの粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

農薬

農薬とは農薬取締法で規定されている薬剤のことをいい、農作物等に害を与える病害虫の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤などや、農作物等の生理機能の増進に用いられる植物成長調整剤などがあり、用途によって分類されています。また、農作物等の病害虫を防除するための「天敵」も農薬の一種とされています。

平成15年の食品衛生法の改正により、平成18年5月末より残留農薬基準が定められていない農薬については、人の健康を損なうおそれのない量（一律基準=0.01ppm）を設定し、それを超えた残留のある農産物の販売等が禁止されています。

ノルマルヘキサン抽出物質

水中の「油分等」を表わす指標として用いられる、動植物油脂、脂肪酸、脂肪酸エステル、リン脂質などの脂肪酸誘導体、ワックスグリース等の総称で、溶媒であるn-ヘキサンにより抽出される揮発性物質のことを言い、その中には農薬、染料、フェノール等も含まれます。油分等は、直接及び間接に魚介類の死を引き起こすとともに、魚介類に着臭し、その商品価値を失わせます。

水質汚濁に係る環境基準では、海域における生活環境項目について、A及びB類型で「検出されないこと」と定められています（河川および湖沼については基準値はありません）。

〔は行〕

80%レンジ

振動が不規則かつ大幅に変動する場合の変動幅を表す量です。ある実測時間内に多数回の測定を行い、全ての測定結果を大きさの順に並べ、上下各10%をカットしたものが80%レンジです。工場などの振動規制をする際には、80%レンジの上端値(L₁₀)を採用します。80%レンジの上端値(L₁₀)は累積度数の90%に、80%レンジの下端値(L₉₀)は累積度数の10%に相当します。

ピコグラム(pg)

ピコグラムとは1兆分の1グラムのことです。また、ナノグラム(ng)とは10億分の1グラムのことです。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味します。ここでは、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとしします。

砒素(As)

天然には鉱物中に主に硫化物として存在し、環境水中では亜砒酸あるいは砒酸として存在します。

毒性が強く、発がん物質でもあります。

健康影響 人に対する砒素化合物の急性毒性の強さは、アルシン>亜砒酸塩>砒酸塩>有機砒素化合物の順で強いと考えられています。急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kgあたり 1.5～500mgと考えられています。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

昭和 54 年 3 月に制定された条例で、武蔵野の雑木林などの緑の保全及び緑化に関して必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的としています。

浮遊物質量(S S)

水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値 (mg/l) が大きいほど、その水の濁りが多いことを示します。

フロン

フッ素を含むハロゲン炭化水素の総称のことです。毒性は小さく、化学的に安定しているため、クーラーや冷蔵庫の冷媒、スプレー噴霧剤などに使われてきましたが、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、その削減に向けた取り組みが進められています。

ベンゼン

ベンゼンは 19 世紀前半に、圧縮した鯨油の分解ガスからはじめて取り出されました。常温で揮発性や引火性が高い物質であり、発がん性もあるので取り扱いには注意が必要です。ガソリンの中にも含まれて（現在の基準では体積比 1%以下）いるため、主に自動車などの排気ガスに含まれて排出されています。

健康影響 遺伝子に対する障害性があると考えられています。また、疫学研究において白血病を引き起こすことに関し十分な証拠があると考えられています。

保護地区

身近で貴重な自然を次世代に残すために、所有者の協力を得て、雑木林や樹林を保護すべき地区(山林)として指定した場所のことです。

〔や行〕

谷津

台地に刻まれた谷の斜面や谷底から湧き出る地下水（湧水）によって作られた低湿地のことです。

有機リン化合物(O-P)

リン原子が炭化水素基と結合している化合物のことです。多くは殺虫剤に使用されます。初期の有機リン系殺虫剤は、哺乳動物や鳥類に対する毒性が強く野生生物への影響が出ましたが、最近の化合物は毒性が低くなり、生物に対する危険性は低下しています。

要請限度

「騒音規制法」に定められた自動車交通騒音の限度のことです。この要請限度を超えた場合、都道府県知事は、道路管理者に対して騒音防止のための道路構造の改善などの措置をとるよう要請したり、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請することができます。

溶存酸素量(D O)

水中に保持されている酸素のことです。一般に、汚染が進むと酸素の濃度は低下します。

北本市環境基本計画

年次報告書（平成28年度版）

発行 北本市

発行日 平成28年 月

編集 北本市市民経済部環境課

〒364-8633 北本市本町1-111

TEL 048-591-1111